

平成25年第3回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成25年9月17日 午前10時00分開議

出席議員

| | | | | |
|-----|-----|-----|----|---|
| 議長 | 24番 | 小園江 | 一三 | 君 |
| 副議長 | 9番 | 藤枝 | 浩 | 君 |
| | 1番 | 畑岡 | 洋二 | 君 |
| | 2番 | 橋本 | 良一 | 君 |
| | 3番 | 小磯 | 節子 | 君 |
| | 4番 | 飯田 | 正憲 | 君 |
| | 5番 | 石田 | 安夫 | 君 |
| | 6番 | 鹿志村 | 清一 | 君 |
| | 7番 | 蛭澤 | 幸一 | 君 |
| | 8番 | 野口 | 圓 | 君 |
| | 10番 | 鈴木 | 裕士 | 君 |
| | 11番 | 鈴木 | 貞夫 | 君 |
| | 12番 | 西山 | 猛 | 君 |
| | 13番 | 石松 | 俊雄 | 君 |
| | 14番 | 海老澤 | 勝 | 君 |
| | 15番 | 萩原 | 瑞子 | 君 |
| | 16番 | 中澤 | 猛 | 君 |
| | 18番 | 横倉 | きん | 君 |
| | 19番 | 町田 | 征久 | 君 |
| | 20番 | 大関 | 久義 | 君 |
| | 21番 | 市村 | 博之 | 君 |
| | 22番 | 柴沼 | 広 | 君 |
| | 23番 | 石崎 | 勝三 | 君 |

欠席議員

17番 上野 登 君

出席説明者

市長 山口 伸樹 君

| | |
|----------|----------|
| 副市長 | 久須美 忍 君 |
| 教育長 | 飯島 勇 君 |
| 市長公室長 | 深澤 悌二 君 |
| 総務部長 | 阿久津 英治 君 |
| 市民生活部長 | 小坂 浩 君 |
| 福祉部長 | 小松崎 栄一 君 |
| 保健衛生部長 | 安見 和行 君 |
| 産業経済部長 | 神保 一徳 君 |
| 都市建設部長 | 竹川 洋一 君 |
| 上下水道部長 | 藤田 幸孝 君 |
| 市立病院事務局長 | 打越 勝利 君 |
| 教育次長 | 塙 栄 君 |
| 消防長 | 小森 清 君 |
| 会計管理者 | 高安 行男 君 |
| 笠間支所長 | 飯村 茂 君 |
| 岩間支所長 | 海老沢 耕市 君 |
| 監査委員事務局長 | 西連寺 洋人 君 |

出席議会事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 伊勢山 正 |
| 議会事務局次長 | 石上 節子 |
| 次長補佐 | 飛田 信一 |
| 係長 | 瀧本 新一 |

議事日程第3号

平成25年9月17日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時01分開議

開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名であります。本日の欠席議員は、17番上野 登君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番藤枝 浩君、10番鈴木裕士君を指名いたします。

一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、一般質問を行います。

最初に、8番野口 圓君の発言を許可いたします。

○8番（野口 圓君） 8番野口 圓でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

NPO法人と市のかかわりについて、そして社会福祉協議会と市のかかわりについてということでございます。

NPO法人と市のかかわりについては、特定非営利活動法人のことを通称NPO法人と言っております。今、さまざまなボランティア活動、またさまざまな分野で、このNPO法人が多数活動されております。笠間市でも、民間の協力をいただく上で、このNPO法人の設立や活動に熱い期待を持っております。

そこで質問でございますが、笠間市には現在NPO法人はいかほどあるのかお伺いしたい。

2点目、この非営利活動法人という名前からくる印象で、営利を目的とする団体ではなく、あくまでボランティアという一面が非常に強調されまして、全く営利活動をしないというふうに受け取られやすいですが、これは間違いでございます。この非営利という意味は、出資者に利益を分配しないということでありますので、例えば株式会社でいえば、出資者は株主でございますが、この株主に配当金が回らないということでございます。

また、NPO法人には多少の条件がございまして、報酬を受け取る役員の数が役員総数の3分の1を超えないということもございまして。この非営利という言葉の印象で、これを利用して、事実上営利目的であったり、悪徳商法であったりするケースがニュース等で散見されます。これら非営利を看板に営利活動をしているNPO法人に対して、どのような方策、対策がとられているのかお伺いしたい。

また、笠間市で介護事業や老人居住施設事業を行っているNPO法人は、幾つかあるのかもお伺いしたい。

それら老人を対象にした施設の運営について、市や県の管理はどの程度行われているのかお伺いしたい。

例えば食事を提供したりしておれば、保健所の管理が入ると思われまして。また、老人を対象にしている施設であれば、しばしば老人虐待などという問題も起きております。これらの件については、どのように手が差し伸べられているのか伺いたい。

昨今、老人を対象とした施設で、老人への虐待や不当な措置が犯罪事件として取り上げられておりますが、これらに共通しているのは、一般の人の目が入らないために、被害者が相当な人数にならないとその事件が発見されないという点でございます。被害者そのものが自分の意思を伝えられない状態になっていたり、また外部と遮断されているために目が届かない状態になっていたり、これら老人施設は一種特殊な環境にあると言えます。このような施設には十分に注意が必要であると考えますが、市の職員が巡回したりする権限はないのでしょうか。この点もお伺いします。

2点目の社会福祉協議会と市のかかわりについては、社会福祉協議会は市の補助金を受けて活動されていると思います。市の補助金はいかほどに上るのか。また、それは社協の運営費用の何%になっているか伺いたい。また、社協の運営に対してはどのように市は関与されているのかお伺いしたい。

第1回目の質問、以上終わります。

○議長（小藺江一三君） 上着を脱いでも結構です。

福祉部長小松崎栄一君。

[福祉部長 小松崎栄一君登壇]

○福祉部長（小松崎栄一君） 野口議員の質問にお答え申し上げます。

初めに、NPO法人と市のかかわりについてということでございますけれども、現在、笠間市で登録されているNPO法人の数は30法人ということでございます。

そのうち高齢者向けの事業を実施しているNPO法人は、市内で2法人あり、一つの法人は、介護保険の事業所ではありませんけれども、食事の世話などの日常生活の支援を行っており、もう一つの法人は、介護保険の事業としてホームヘルパーの派遣、デイサービスを実施し、またサービス付き高齢者向け住宅事業も実施しているところでございます。

施設の運営について市や県の管理はどの程度行われているのか、また職員が巡回したりできないかというご質問でございますけれども、介護保険法、それから高齢者の居住の安定確保に関する法律、いわゆる高齢者の住まい法に基づいてサービスを行う事業者に対しては、条例、規則により茨城県が指導監督を行うことになっております。

利用者等から事業者のサービスに不当な処遇があったと通報、苦情、相談等が市にあった場合には県に連絡をし、また虐待の通報があった場合は高齢者虐待防止法の立場から市や関係機関が連携をとって対応、支援をしていくこととなります。

次に、社会福祉協議会と市のかかわりということでございますけれども、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に、全国、都道府県、市区町村のそれぞれに組織をされて、地域住民や社会福祉関係者との連携、参加協力を得ながら活動していることを特徴として、民間としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられる公共性という二つの側面を持った組織ということになっております。

財源につきましては、会員からの会費、行政からの補助金、受託金、助成金、共同募金からの配分金、寄附金からとなっており、笠間市社会福祉協議会へ市からの補助金は平成25年度予算では6,876万8,000円となっております。これは法人運営の分ということになっております。

次に、笠間市として社協にどのようなかかわりをしているのかということでございますけれども、社会福祉協議会では募金活動も行っております。赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、それらの協力を区長さんを通して実施している、それから会員会費についても区長会を通してお願いをしている、そういうかかわりを持っているところでございます。

大変申しわけありませんでした。社協への補助金につきましては、全体運営費の約23%ということで見えております。

○議長（小藺江一三君） 執行部の方はどういうことを聞いているかよく聞いて。

野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 再度質問させていただきます。

NPO法人に対しては、市としては何もかかわることができないということですね。県のほうで管轄していると。虐待などがあれば、はっきり言って一緒に相談に乗ったり、かかわったりすることもできるけれども、通報の場合は県に、条例で県が行うことになっているということになっていますから。笠間市の場合は30幾つということだったですけれど

も、全国では多分何万というNPO法人があると思います。一つ一つのNPO法人に実際県がかわれるかという、ちょっと疑問でございます。本当は市のほうで対応していくしかないかなという気がします。

私がこのNPO法人の質問を取り上げましたのは、老人の住居施設に勤務する方が、2名で私のところに来られまして、余りにも食事の状態がひどいという現状を語られまして、何とか改善する方法はないかと訴えられたからでございます。

その現状の一部というのが、経営がなかなか難しかったんでしょうけれども、スーパーで賞味期限切れ間近の商品、半額になったり、3分の1になったりしますね。そういうものを買ってきて、それをさらに分割して居住者に出していると。カレーとか煮物なんかは一回つくったものを何日も温め直して出していると。非常に食事そのものが粗末であるというので、理事長というか、その経営者に何とか改善していただけないでしょうかということ言ったら、逆に解雇されてしまったということで来られました。従業員は食品を買ったレシートを提出するように求められまして、ずっと出していたと、それを計上していたんだと。NPO法人の経理上、これもおかしな話だということで強く非難されました。

私は、その依頼を受けまして、役場に来て、どういう方法がとれるかということ相談に上がったんですけども、現実には犯罪でもなければ違法行為でもない。はっきり言えば程度の問題だということです。また、入居者自身が自分の意思で選択してその住宅に入っているということを考えると、一方的に市であったり外部の団体がそれに関与していくことはできない、難しいと。市は補助金も何もそういうNPOには出していないので、例えばいろいろな注意とか勧告を出せるような立場にないと、全く手は出せないというのが結論でした。

しかし、現実には老人があそこで生活されていて、そこに勤めている従業員が、余りにもひどい食事の内容に、これは何とかならないんですかと訴えてこられて、何ともなりませんという答えでは、いかななものかなと私は考えるんですね。

NPO法人を設立するときには、その設立の趣旨を県のほうに提出が義務づけられておるわけですけども、この設立の趣旨と実態が大きくかけ離れている。趣旨と全く違うことをやっている。ボランティアの精神でこのような老人福祉をやりたいというのが、多分趣旨のほうには書かれているんでしょうけれども、現実には、経営がうまくいかないからあなたたちの食費の中からこういうふうに出させてもらおうという、非常に劣悪な状態で老人を介護しているという状態があるわけです。

その設立の趣旨に全くそぐわないということで、本来であればNPO法人の資格そのものを取り消すことができるのではないかなと考えるのですが、これはいかがでしょうか。

このような特定非営利活動法人という名前を隠れみのにした団体は、ほんの一部であるとは思いますが、偽装NPO法人に対して、どのような対応策、解決策を持っておられるのかお伺いしたい。

あと、入居者が生活保護を受けておられたりして、その生活保護の費用の大半をその事業者が管理して、ひどい言葉で言えば、ほとんど巻き上げているような状態になっているのを何件かニュース報道で見ました。

笠間にあるNPO法人の老人居住住宅に、笠間市で生活保護を受けている人が入っているのであれば、それはわかるんですね。調査する方法もあるんですけども、他の市町村、隣接の他の市町村から生活保護を受けていて笠間の施設に入っているということになりますと、笠間市では生活保護の費用を出していませんから、その人に対しては調べることができないですね。ただ、施設としては、そういう人を中に入れて運営の手助けにしているということあります。こういった場合も、市としてどういうふうに対応できるのかということをお伺いしたい。

社会福祉協議会に関しましては、各地区で、赤い羽根の募金、社会福祉協議会に対する募金が区長を通して回ってきます。半強制的な形であれが回ってきますが、社会福祉協議会に対してここで質問するのは方向違いかもしれないですけども、役場としてそれを認めているという部分でいかなものかなと、そこら辺の解釈をいただければなど。

そして、市が社会福祉協議会にどのようにかかわっているかというのを、もう少し詳しく具体的に教えていただきたいのですが、以上です。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） NPO法人が経営する高齢者の住宅の件につきましては、先ほど申し上げました高齢者住まい法の規定の中で、登録事業者と入居者は契約に基づいて入居するということになっております。契約に基づいてですから、通常の集合住宅への入居と条件的には変わらないということになってくるかと思えます。

そういう中で、その中のいろいろな検査等についてはどうなのかということですが、これにつきましても、登録、報告、検査、指示、なおかつ監督命令につきましても、県が権限を持っておりますので、そちらのほうに通報が行けば県のほうで対応するということになります。

また、市のほうに来た場合にも、先ほど申し上げましたように、県のほうにつないで対応していきたいと考えております。

それから、入居者が生活保護の場合、その費用を管理者が管理しているということですが、生活保護の該当者となりますと、定期的な訪問、それから面談等を行っておりますので、そういう中でいろいろな情報をお聞きしながら対応していくということになるかと思えます。

笠間市にある法人の中では、笠間地区で生活保護を受けているというものについては、今のところ把握しておりませんが、もし万が一あった場合には、そういう定期的な訪問の中で調査をしていくということになってくるかと思えます。

それから、NPO法人の事業の実態が設立の趣旨と大きく異なっている場合ということ

ですけれども、定款に反する疑いがあると認められる正当の理由がある場合は、所管庁である市が、特定非営利活動促進法に基づき当該NPO法人に対して、その業務もしくは財産の状況に関し報告、検査をすることができ、期限を定めてその改善命令をすることができます。

さらに、改善命令をしたにもかかわらず、改善命令に違反し、他の方法により監督の目的を達することができないときは、NPOの法人の意見を求める聴聞手続をした上で、設立認証を取り消すことができるということになっております。

次に、社会福祉協議会と市のかかわりということですが、社会福祉協議会の性格からいきますと、先ほど申し上げましたように、自主性と公共性の二面性を持った社会福祉法の中で規定されている団体ということになっております。そこで笠間市における福祉の推進を図っているところをごさいます。笠間市においては、助成をするとともに、事業の委託とか、事業に対する補助金とか、そういうものを持ちまして同じに市の福祉を推進しているという立場をとっているところをごさいます。それで、社会福祉協議会が収納している会費、共同募金等、それらについても併せて協力をしているところをごさいます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） NPO法人に関しては、設立の趣旨に大きく違っていれば、県のほうにそれを通報して取り消すこともできるということをごさいますけれども、現実的に県が一つ一つ見て回れるかというのはちょっと疑問に思っています。できれば市のほうでも県の担っている役割を分担するような形で、目が行き届かないと思いますので、そういうふうに変わっていけばなと思います。

氷山の一角ですから、ほとんどのNPO法人の方たちはボランティアの精神ですばらしい活動をされているわけですが、中に一部悪徳商法であったり、自分の宣伝のためだったり、さまざまな設立の趣旨と異なるものが出てきますと、一遍につぶれてしまいますので、NPO法人がこれからどんどん立ち上って、社会の自助、共助の役割を担っていくような体制をきちっととっていただきたいなと思います。

社協の件ですが、私は第二の役場みたいな気がして、いまいちその役割がはっきりわからないなということがあったんですね。それで質問しましたけれども、そもそもこれは終戦後のGHQ絡みの設立の発端があるということで、日本に社会福祉というものが全然根づいてなかったから、こういったものをアメリカがつくったと。そして、見よう見まねでやってきて、さまざまなボランティアの福祉の分野で活躍してきたということをごさいますけれども、今、社会福祉協議会が合併等によって方向性を見失っていたり、さまざまな議論がございます。みんなが社会福祉協議会の新しい姿に期待もしておりますので、市が23%の予算で6,876万円出しているわけでありますから、社会福祉協議会そのものの自立と、そしてこれからの新しい役割を担っていただけるようにきちっと指

導していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小藺江一三君） 野口議員、答弁があるそうです。

小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） NPO法人の老人福祉施設の件ですけれども、先ほど来申し上げましたように、もしその中でいろいろな問題があつて市のほうに通報があつた場合には、市のほうから県のほうに通報しながら対応していきたいと思つておりますので、そこに直接かかわることはなかなか法律上難しいですけれども、そういう通報等があつた場合には、そういうかわりを今後とも続けていきたいと思つております。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 私のほうから部長の答弁に補足をさせていただきたいと思つています。

議員がおっしゃるそのNPO法人が設立している高齢者の入居する建物が、福祉施設なのか、単なる集合住宅なのか、それによつても市なり県なりの行政指導というのは法律上違つてくるところがございます。

市は、例えば地域密着型といひまして、グループホームとか、小規模だとか、あとは訪問介護だとか、そういう介護保険にかかわるものについては指導監督の立場があります。社会福祉法人が運営する特養とか、そういうものについては県です。NPO法人がつくるものであつても、今申し上げたように社会福祉施設なのか、単なる住宅なのか、それによつて違つてくるところもあります。

例えば食事のよしあしというのは、これは確かに程度の問題もあります。そうじゃなくて、それ以外の部分の身体にかかわるものとか、そういう社会常識的に外れていることが仮にありましたら、それはやはり市として指導することもあります。そういうことで市は対応していきたいと思つています。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君の質問を終わります。

次に、18番横倉きんさんの発言を許可いたします。

〔18番 横倉きん君登壇〕

○18番（横倉きん君） 18番、日本共産党の横倉きんです。通告に従い一般質問を行います。

初めに、友部小学校校庭の排水問題の改善について伺います。

これまで、大雨による校門入り口の通路の冠水や体育館前の校庭が浸水し、駐車していた車などに被害が出ています。教育環境の安全確保の保持、また、友部小学校は拠点避難所に指定され多くの市民が避難する場所になっている中で、放置できない問題です。これまでも排水対策の改善を求めてきましたが、いまだに解決されていません。

そこで伺います。

通路の冠水や校庭の浸水の状況を把握されているのか。

2点目、排水対策が進まない原因はなぜなのか。

3点目、抜本的な対策を検討し、教育環境の安全の確保、拠点避難所としての役割が果たせるよう早急に取り組み、解決を図るべきではないでしょうか。

次に、子育て支援の取り組みについて伺います。

少子化、人口の減少などが社会的に問題になって、国として時限立法として次世代育成支援法が制定され、子育て支援が取り組まれてきました。本市でも取り組まれてきましたが、時限立法が残すところわずかになっています。この取り組みを通して、子育て環境、人口の減少や高齢化についてどう評価しているのか。引き続き子育て支援の取り組みを継続する必要があると判断されているのか、伺います。

2点目として、子ども・子育て支援法が多くの問題を抱えながら成立しました。これに伴って、笠間市子ども・子育て会議を設置する条例が今提出されています。健やかな子どもの成長を保障する子育て支援法として、次に挙げる3条件が満たされた保育行政を重視すべきではないかと考えます。一つは、落ちついた生活を送ることができる保育環境。2点目、子どもの成長に見合った生活リズムを保障した保育環境。3点目、これまで保育の実践で培われた保育の知見を生かした保育士の確保と保育の実践。

この保育に関する基本原則は、子育て支援としてより充実したものになるよう行政として常に点検し、より豊かな子育てと人材の育成に取り組むことが求められていますが、その見解を伺います。

3点目、地域防災計画原子力災害対策編の具体策の提示を。

地域防災計画原子力災害対策編について再度質問いたします。

地域防災計画、この目的は、総合的かつ計画的な原子力防災義務または業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的としています。

そこで伺います。

3節で、計画の周知徹底の事項で、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るとなっています。特に必要とするものは、どのような項目を、どのような方法で周知を図るのか。

2点目、第7節で、UPZにおいては、原子力緊急事態になった際には、予防的な防護措置、屋内退避を原則実施することとなっています。地域防災計画では避難先の確保、避難ルート、輸送手段の確保は明記されていません。福島の教訓から準備する必要があると判断されますが、具体策を示されていないのはなぜでしょうか。

3点目、安定ヨウ素剤の服用するタイミングは非常に大切です。緊急時になってからの安定ヨウ素剤の配付では間に合わないし、必要な人にも届きません。ヨウ素剤に対する周知徹底を含め、服用対策はどのように立てているのか伺います。

4点目として、一般人の年間被曝線量限度の基準を1ミリシーベルトと決められていま

す。原子力規制委員会の防護措置の実施の判断の設定では、UPZにおいて、過酷事故で毎時500マイクロシーベルトが観測されたら、数時間を目途に避難を実施するとしています。毎時499マイクロシーベルトから20マイクロシーベルトの放射線量が観測されたら、1週間以内に一時退避を実施となっています。毎時20マイクロシーベルト未満の放射線量では、防護措置は実施されません。

市民の年間被曝線量の基準の1ミリシーベルト以下になるような対策が示されていません。具体的避難計画が立てられていない中で、行政は事故の際どう対応されるのか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 18番横倉議員のご質問にお答えいたします。

初めに、付近の状況からご説明いたしますと、友部小学校敷地は池の埋め立てにより造成された経緯もあり、降雨時には水が集まりやすい地形となっております。

繰り返されている通路の冠水や校庭の浸水の状況を把握されているかのご質問でございますが、市におきましては、雷や台風などによる集中豪雨の際には、現地を確認し、浸水の状況は把握をしているところでございます。昨年度におきましては、年に5回、6回程度ございました。また、ことしは2回発生している状況であります。

市といたしましては、周辺地区の浸水対策として、学校の西側に整備された都市計画道路宿大沢線の側溝を南側にある土地改良区の大排水路へ分水し、また、市道1級6号線から学校進入路へ流れ込む雨水の処理として、学校の近くにあります排水路の改修工事を行うなど対処をまいりました。

次に、排水路対策が進まない原因は何かのご質問でございますが、正門から校庭を横切る水路が排水路として機能しており、大雨のときには一時的に地盤の低い駐車場の一部が浸水することもあります。時間の経過とともに排水されるため、工事には至っていない状況でございます。

なお、平成23年度3月には付近の道路冠水対策調査を実施いたしまして、学校敷地に負担がかからないように、都市計画道路の宿大沢線の路面排水の改善策を管理者である茨城県に働きかけを行っております。

最後のご質問になりますが、抜本的な対策を検討し、教育環境の安全確保、また拠点避難所としての役割が果たせるよう早急に取り組み解決すべきではないかのご質問でございますが、前に述べさせていただいた調査結果などをもとに、さらなる周辺排水改善を図り、駐車場のかさ上げや排水路改修などを検討し、教育環境のよりよい安全を確保するとともに、拠点避難所としての役割が果たせるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 子ども・子育て支援の取り組みについてお答え申し上げます。

本市では、次世代育成支援法に基づきまして、平成17年度から26年度までの期間、前期、後期という計画において、少子化対策をより具体的かつ効果的に実現するため、子育て家庭を支援する次世代育成行動計画を策定して取り組みを推進してまいりました。

その計画の重点事業としましては、ファミリーサポートセンター事業の実施、放課後児童クラブの充実、マル福の支給対象年齢の拡大、特定不妊治療費助成事業の充実、複合的な機能を有する児童館の整備に取り組み、また、保育料につきましては子育て家庭の負担軽減のため国基準の約35%の軽減を実施して少子化対策に取り組んだ結果、一定の成果は出ていると思っております。

今後も、最終年度である平成26年度の数値目標を達成できるよう多くの分野にわたる諸事業に継続的に取り組むとともに、前年度の事業実績を評価、総括をし、平成27年度から子ども・子育て支援計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に、保育に関する基本原則についてであります。健やかな子どもの成長を保障する子育て支援として、落ちついた生活を送ることができることや、子どもの成長に見合った生活リズムが保障される保育環境、保育の知見を生かした保育士の確保と保育の実践は、保育の基本原則であります。

本市としましても、公立を含め市内の保育施設の現状を把握し、保育環境や保育士の確保と実践について実地検査により調査点検をしております。

また、平成27年度から本格実施されます子ども・子育て新制度におきましては、幼稚園と保育所のよさを併せ持つ認定こども園の普及や地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実の対応を、新たに設置いたします子ども・子育て会議において子どもの保護者や子育て当事者、教育、保育及び子育て支援の関係者による議論のもと、地域の実情に応じた子育てと保育に従事する者の研修等を十分に実施しながら人材の育成に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小園江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 地域防災計画原子力災害対策編の具体策の提示をということで、横倉議員のご質問にお答えいたします。

最初に、計画の周知徹底の事項で、特に必要と認められるものについては、どのような項目で、どのように周知するのかとのご質問ですが、例えば第2章の原子力災害事前対策では、第11節に、住民等への的確な情報伝達体制の整備として、情報伝達における役割の中で、警戒事象または特定事象発生後の経過に応じて、住民等に提供すべき情報について、災害時に対応する状況や場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理しておくことなどを位置づけております。

また、第3章の緊急事態応急対策では、第4節、屋内退避、避難収容等の防護活動の中で、避難や屋内退避等の基準や避難場所などを位置づけております。

これら市民生活や災害時の行動に直接関連する内容については、特に周知が必要な内容であるとの認識から、市報やホームページ等の適切な方法で周知を図るものとしております。

次に、地域防災計画では、避難先の確保、避難ルート、輸送手段の確保は明記されていないということで、具体策を示されていない理由は何かのご質問ですけれども、現在、国も加わった中で、県が中心となり茨城県広域避難計画の策定を進めているところでございます。その中で、ご質問にあるような避難先の確保、避難ルート、輸送手段の確保などについて明らかにした避難計画を策定することになります。

また、安定ヨウ素剤の配布や服用についても、具体的な避難方法などと一体的に考える必要があることから、県の広域避難計画が明らかになり次第、市の安定ヨウ素剤の服用方針を示していきたいと考えております。

具体的な被曝対策が立てられていない中では、行政は現実の事故の際どうされるのかということですが、想定している事故、過酷事故が発生した場合には、国の原子力災害会議で定めた国、県及び専門家が参加します原子力災害対策本部において、被害状況等をもとに判断した決定に従い市の対応を定めることになります。

その判断基準は、市の地域防災計画原子力災害対策編で示した原子力災害対策指針に示す防護措置を行う基準、O I Lと申しますけれども、これと同じものを用いることになります。

原子力災害対策の中でも、避難計画と安定ヨウ素剤の配布については、原子力災害対策編を策定したときに説明し、また前回同様のご質問に対してお答えしたとおり、広域的な被害に対応するためには、国、県の方針、並びに調整を待って対応せざるを得ない事項で、今まさにその調整を行っているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 友部小学校の排水の問題ですが、答弁の中で、排水路の検討もされる、そしてかさ上げの部分も述べられました。私も、早急にやる点ではやはりかさ上げは必要ではないかと思えます。

最近、頻繁に全国どこでもゲリラ的な雨が降っていますね。豪雨が本当に多くなっています。「これまで経験したことのない」ということがニュースでも盛んに出ている中では、この問題は早急にやっていただきたい。

それで、これは県との調整もあるかと思いますが、いつごろをめどに、改善を図るといふか、抜本的な取り組みを始めるのか、再度伺います。

それから、子育て支援で、来年終わるわけで、続けて充実した子育てを続けていくという答弁で、ぜひお願いしたいということですが、27年度から、子ども・子育て支援法がで

きました。笠間では特に待機児童がたくさんいるという現実はないわけですが、全国ではすごい待機児童がふえている中で、保育の規制、それがすごく出てきているわけですね。小規模の方なんかも半分の保育士さんが資格証明書を持っていればいいのか、株式会社が入参するわけですね。

そういう中では、従来市町村がやっていて、新しい制度でも市のやっている子育て支援の中で、児童福祉法24条の市町村での保育実施、それは復活したわけですが、そのほかの施設として認定こども園、幼稚園とか地域型保育施設では、保育所に入所する子どもたちにとっては従来どおりですが、保育者への補助方式が貫かれるということになって、保育という商品に変質されていく可能性があるという指摘されているわけです。

そういう点で、今、入所の前提では、市町村によって保育時間の認定が必要になります。保育所で受ける保育は保護者が認定された保育時間を上限をしたものに限定されるものになりますけれども、子どもたちの一日の生活を保障する場から、必要な時間だけ預かる場へと保育所の役割が変化し、継続的な保育保障ができない可能性もあります。今、短時間か一日の保育か、どれだけにするかはこれからはっきり決まると思うんですが、子どもたちは将来の地域や国を支える大切な人材であります。そういう点では、ゼロ歳から5歳の乳幼児の保育は、やり直しのきかない大切な時期です。十分な発達を保障された環境の中で育まなければならないと思います。子どもたちの可能性を大きく左右する。だからこそ、子どもたちに確実なスタートが切られるようないい保育をこれからも続けていかなければならないと思います。

今度、笠間市でも、新制度について子ども・子育て会議の条例が出されておりますが、そういう点でこれはどうしても外せない部分ではないかと思いますが、市の公立だけではなく、そういう施設に対して市としての確固とした行政、新しい子育て会議に向けて委員さんも選ばれるわけですが、そういう点での市としてのそれに対する考え、新しい制度についてもどうなるのかについて、再度お尋ねします。

それから、3番目の原子力の問題です。

いろいろ市民への報告、どういうふうに報告するか。福島事故の教訓ですと、市民がパニックになるということで大事な情報が伝わらなかった、そういうのが大きくありましたね。やはり原子力の事故の問題については、きちっと知り得た情報を速やかに市民に知らせる必要があるのではないかということでお尋ねしたわけです。いろいろ出されているということがありますが、市民がパニックになるじゃなくて、知り得た情報、事故の状況についての早急な報告、それについて再度お尋ねします。

それから、今、500ミリとか、499ミリと言いますが、低線量の被曝の影響は今わかっていないわけですね。放射線被曝は有害です。放射線を浴びないほど、人体への影響、リスクを少なくすることになりますが、医療の面での放射線というと、レントゲンとか、そういう中で病気の早期発見とか、がんの治療なんかにも使われていますが、それは

有害ではあっても病気の治療によって延命することができるということで患者の方は利用することになっているわけです。

しかし、原発事故による放射線被曝は、一般人は受けなければ受けないほどいいわけですから、そういう点で、今、避難所の確保とか、避難所での被曝防止対策は、計画ができてなかなか国、県進んでいないのではないのでしょうか。これいつごろこういう計画が具体化されるのか。一方で、国は、規制基準の中で安全というのを確認され地元の自治体がゴーサインを出せば原発再稼働も認めるような方向を報道されているように私は感じますが、具体策が一つも見えていないというのが現実ではないかと思います。

将来ある子どもたちに、被曝という負の遺産を負わせることは避けなければならないと思います。そういう具体策ができないというのは、非常に難しいというのが現実だと思いますが、その具体策についてどういうふうに考えているのか、再度伺います。

○議長（小藺江一三君） ここで暫時休憩をいたします。

11時10分に再開いたします。

午前10時55分休憩

午前11時09分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 横倉議員の再度のご質問にお答えいたします。

排水路の検討、またかさ上げについて、いつごろを目途にやるのかとのご質問でございますけれども、排水路につきましては、茨城県と道路関係の協議をしながら、来年度実施計画を検討する考えであります。また、駐車場のかさ上げにつきましては、26年度に実施をしていく予定であります。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） 子ども・子育て会議の市の見解ということでございますけれども、子ども・子育て支援法につきましては、現在の子ども・子育て問題に対応するために、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、それから保育の量的確保等について実現をするために新たに成立したと言われております。

そういう中で、市におきましても、市民の実情に応じた子ども・子育て支援に関する施策の事項を調査審議するために子ども・子育て会議を設置したところでありまして、子育て保護者とか、教育の当事者とか、そういう方々の参加のもとに議論を進めていただいて、よりよい方向に進めていきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 横倉議員の再度の質問にお答え申し上げます。

まず、事故の状況報告についてでございますが、パニック状況になってまずいのはもちろんで、パニックにならないためには、正確な情報をいち早く知らせることが大事かと思っておりますので、市民の皆様にはそういった情報を適切に伝達してまいります。

2番目の被曝のリスクの問題ですけれども、将来の子どもたちへの負担を減らすことは私も最重要に考えなければならないと考えておりますので、それを第一に今後考えてまいりたいと考えております。

3番目の広域避難計画はいつごろできるのか、また具体策をどのように考えているのかというご質問かと思っておりますが、これにつきましては、今まで勉強会は県を中心に行っていました。そういった中で、進捗が思わしくないような状況もあったかと思っております。

国のほうで、この9月3日に地域防災計画の充実に向けた今後の対応という文書を各県市町村に配布しまして、その中で、今後の対応といたしまして、内閣府原子力災害対策担当は、原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置して、関係省庁とともに関係道府県、市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援すると。もう1点は、原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容、進捗を順次確認するということになっておりますので、国等の支援を得ながら年度内ということを目途に進めてまいります。

○議長（小藺江一三君） 横倉きんさん。

○18番（横倉きん君） 小学校の校庭の問題では、期限を決めて、かさ上げについては26年度ということで、ぜひよろしく願いいたします。

それから、子ども・子育ての問題ですが、本当に子どもたちの成長を保障する、そして子どもはただ預かるだけじゃなくてそこで育むということですので、これは質問というよりは、非正規雇用というか、不安定雇用が笠間市の保育所の中にも相当ふえている中で、子どもと保育士さんの信頼関係というのは、しょっちゅうかわったのでは信頼関係はなかなかつくることができない。そういう中では、今の非正規雇用をどんどんふやしているという状況は正常ではないんじゃないかと考えます。そういう点で、一生懸命非正規の方はやっているとありますが、そういう不安定な雇用では、しょっちゅうかわることのないような対策をとる点では、やはり正規雇用をふやしていくということで、どのように考えているか伺います。

それから、原子力の問題ですが、いろいろ国と県で、今度9月3日ということで具体的にその調整なんかも出てきていると思っておりますが、被曝の点で、今、原子力防災……これまでは、絶対放射能は出さないと書いていたわけです。今度の放射能規制委員会は、放射能は出すんですね。爆発を防ぐためにベントをつけてということで、放射能が漏れるというのを前提にしています。事故は起こり得る、そして放射能も出すという前提なんですね。

そういう点で、今の基準からすると本当にこれで被曝を防げるのか、ちょっと疑問だと思っております。被曝をさせない手だて、今後どう考えているのか、最後の質問です。

○議長（小菌江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） 保育士の非正規雇用の件についてお答え申し上げたいと思いますが、年々増加しております障害児の入所、それから低年齢児の増加に伴いまして、保育士の基準数を満たすためには正規職員だけでは即応できる体制にはなっておりませんので、臨時職員の加配で現在のところは対応しているところでございます。

保育士につきましても、以前は1年の契約ということでしたけれども、今、引き続き契約できるよう、採用限度年限を撤廃いたしまして対応することになっております。

ちなみに、本年度、保育士の採用1名実施をしているところでございます。

○議長（小菌江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 今の考え方からすれば、事故は起こるという前提をもとに計画はできているかと思えます。

被曝防止の市の対応といたしましては、空間放射線量の状況は事故発生後刻一刻と変化していくものですので、緊急時のモニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに参画しまして、その後可搬型モニタリングポストの設置等を行うとともに、緊急時モニタリングセンターに職員を派遣して、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めまして、この把握した正確な情報をもとに必要な情報を市民へ提供するとともに、原子力災害対策本部の判断をもとにした屋内退避や避難などの具体的な防護措置を講じることによって、被曝を少なくしようということで考えております。

○議長（小菌江一三君） 横倉きんさんの質問を終わります。

次に、1番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

○1番（畑岡洋二君） 1番、政研会の畑岡洋二でございます。通告に従いまして一般質問を始めます。

きょうの一般質問は二つございます。

一つは、観光事業の国際化戦略についてでございます。国際化戦略というと、笠間のよゆうな、大都会ではありませんから、遠い話だと思われかもしれませんが、実はそうではないんだと。しっかりと国際化の中にあって観光を考えるべきだろうという立場で質問をさせていただきます。

もう一つは、農産物「梅」というもののブランド戦略について質問させていただきます。これは来月ですか、10月5日、6日だったと思いますけれども、「新栗まつり」というものが第7回でしたか、こういうふうには栗のブランド化の戦略が少しずつ実を結んで形がついているということで、そろそろ梅もどうだろうかということで質問させていただきます。

では、観光事業の国際化戦略についての質問に入りたいと思います。

私、調べましたところ、独立行政法人国際観光振興機構、通称日本政府観光局というところがあるんですね。ここで海外から日本に来る方の数、日本から海外に出る日本人の数というものを昭和39年からとっているんですね。この辺の話をちょっとしたいと思います。

昨年2012年、世界各国地域への外国人訪問者数というデータがあります。これはどこかで新聞にも載ったことあるかと思います。1番がフランスで、年間8,301万8,000人ほど海外から来られるそうです。2番目がアメリカ合衆国、これが6,696万9,000人、3番目が中国で、5,772万5,000人です。日本はどこにいるんだらうと。ずっと下のほうにきちょうんですね。33番目ということです。33番目でどのぐらい来ているんだということだと、年間、昨年835万8,000人です。この数字を見ますと、日本はまだまだ観光に関しては発展途上国なのではないだらうかと思っております。

もう一つ、1年間の訪日外国人数と出国日本人数の推移というデータもございます。これは昭和39年から平成24年、まさしくオリンピックが始まった年からのデータがあります。ほとんどの人はそんな昔にどのぐらいの外国人が来たか覚えてないでしょうけれども、この東京オリンピックの年の訪日外国人の数は年間約35万人でした。出国者数は年間12万人程度でした。昨年平成24年どの程度になったかといいますと、訪日外国人の数は、先ほども言いましたように約835万人、約24倍になっております。出国日本人は約1,849万人、約144倍になっております。この出国日本人の数は、私だけではないと思いますけれども、高度成長した日本の歴史そのものではないかと思っています。ちょっと年配の方でしたらば、新婚旅行が国内だったと思います。ところが、今は海外に行くのが当たり前、そういうふうに変わっているわけでございます。

では、ここでまた別な数字をご説明したいと思っております。

日本と周辺アジア諸国の2000年以降の平均経済成長率、残念ながら2000年以降日本はたった0.9%でございます。ここ10年ぐらいですと、マイナス成長ということでいろいろ問題あるところがございますけれども、タイはプラス4.2%、ベトナムは7%、インドネシアは5.3%、さらにミャンマーは9.9%の2000年以降の経済成長率があります。これらアジアの発展途上国は、これからどんどん海外旅行者がふえるのではないかということが期待されるわけです。このような社会背景の中で、政府が観光産業振興を進めるのは当然の流れだらうと私も考えております。

そこで、国の政策の一つとして、平成20年の10月1日に国土交通省の中に、どちらかというと観光課という一つの課のようなものだったと思いますけれども、それが観光庁という形で発足いたしました。この観光庁発足の目的と経緯というものを、まず一つ目の質問とさせていただきます。

さらに続きまして、笠間はどうなのだらうと。笠間の国際化、そんなのは私よくわからないよという話になりますと、観光の国際化の話もちょっとつまらない話になりますので、笠間ということで続けたいと思っております。

笠間の菊まつりでございます。これも国際化とは無縁ではないんですね。先日も、菊を通してドイツのルール市というところから、菊の勉強に園芸課長さんが来られているということがありました。そうです、笠間市とドイツのある市とが関係を持ち始めたんですね。

何でこういうことが起きたのだろうというきっかけ、経緯、現状について伺いたいと思います。

続きまして、笠間焼も国際化とは無縁ではないんですね。ご存じのように、笠間で作陶活動されている外国人の方は何人もいます。ですから、特別なことだとは思わないんですね。長い方ですと20年、30年という方もおります。

そこで、笠間焼にかかわる外国人の数、ここでは外国人と言っておりますけれども、出身が外国ということでご理解いただければいいと思います。また、外国での笠間焼のPR活動などについて、市としてわかるところで説明いただければと思います。私も聞くところによると、個人的なつながりで海外で展示会を開いている方も聞くように思いますので、その辺よろしく願いいたします。

さらにもう1点ですけれども、笠間市青年海外派遣事業というものが平成21年度より実施されていると思います。これもまさしく笠間の国際化の一端を見ることになるだろうと思っております。これまでの実績と今後の展開について伺いたいと思います。

観光の国際化戦略については、とりあえずここでとめたいと思います。

次に、農産物「梅」のブランド戦略についてですけれども、市で出しております「ミニ統計かさま」の平成25年度版に、3番として主な生産物がありますけれども、笠間焼、梅、栗、花き類・花木というところがあります。データとしては平成22年となっておりますけれども、梅も栗も県内で1番と。特に栗は全国でも1番、いろいろな統計あるかもしれませんが、1番から3番目の中にあることは間違いないということです。

そういう中で、これまでの梅と栗のブランド戦略について伺いたいと思います。また、栗に対して、これは旧合併前から始まっているわけですが、旧岩間町の時代から「栗焼酎」というもので栗のブランド化をされているかと思います。「栗焼酎」があるのであれば、梅に対して「梅酒」であろうと思うところがございますので、ブランド戦略の中で梅酒というものがあるのであれば、これも伺いたいと思います。

まずは、第1回目の質問ここで終わりにします。

○議長（小園江一三君） 答弁を求めます。

産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） 1番畑岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光庁発足の目的、経緯についてでございますが、小泉内閣時代の平成15年に開催された観光立国懇談会において、観光の意義や課題、戦略などについて幅広い観点から熱心な検討が重ねられ、海外からの来訪者の倍増などをうたった観光立国懇談会報告書が取りまとめられました。また、同年4月からビジット・ジャパンキャンペーンが始まり、9月には観光立国担当大臣が任命されるなど、この年には観光に関する大きな動きがありました。

そして、平成19年1月には観光基本法を全面改正いたしました。観光立国推進基本法が施行され、法律上も観光立国が国際戦略として位置づけられることとなりました。

このようなことから、国全体として官民を挙げて21世紀の日本経済社会の発展のためには不可欠な骨格的課題である観光立国の実現に取り組む体制が必要とされたことから、平成20年4月25日国土交通省設置法等の一部を改正する法律案が成立いたしました。平成20年10月1日国土交通省に観光庁が設置されたものと認識しております。

次に、笠間市とラール市の国際交流について、きっかけ、経緯、現状についてのご質問でございますが、ラール市との交流は、平成19年にラール市の菊まつり10周年を記念して笠間稲荷神社に菊人形の展示を依頼したのがきっかけで交流が始まりました。実際には輸送上の問題から展示はできませんでしたが、翌年の平成20年11月にラール市の市長、関係者5人が笠間市に来訪され、笠間市の菊まつりの視察や菊づくり職人との交流が行われました。

さらに、その翌年の平成21年10月には笠間市から市長を初め、議長、笠間稲荷神社関係者など10人がラール市を訪れ、ラール市の菊まつりを視察し、交流を深めております。

その後、笠間市国際交流協会がラール市との仲介役になり、笠間市ラール市児童絵画展や、東日本大震災に際してラール市の子どもたちから送られてきた絵はがきを展示したラール市からの絵はがき展、そのお礼に「ありがとうはがきを書こう会」を開催し、手書きの絵はがきをラール市に送っております。また、今年度の8月末には、ラール市園芸課長のソルト氏が笠間市を再度来訪され、ラール市が平成30年にドイツ国内で行われる庭園ショーの開催地に決定したことから、このショーの中で菊を飾った日本庭園の展示を企画しており、大菊づくりや技術向上を図るため、佐白山にある菊栽培所を視察されました。

今後とも、ラール市とは菊まつりを通じて技術者交流などを検討し、継続的な交流を行ってまいりたいと考えております。

次に、笠間焼にかかわる外国人でございますが、数については、茨城県工業技術センター窯業指導所で現在把握しております陶芸家の方は6人、研修生の方は3人でございます。

外国人の方の笠間焼へのかかわり方ですが、制作活動や日本での日常生活の課題について、現在活動している人たちの意見を聞きながら、笠間焼協同組合と連携し、支援のあり方について検討していきたいと思っております。

次に、外国での笠間焼のPR活動については、陶芸展への出展など、作家さん等の個人的な海外での活動はありますが、現在のところ、市及び笠間焼協同組合など笠間焼関連団体では、外国でのPR活動は実施しておりません。しかしながら、県の国際観光推進室等と連携しながら、県が開催します商談会などに参加して、笠間焼と併せて笠間市の観光を外国に紹介し、PRに努めていきたいと考えております。

次に、青年海外派遣事業の実績についてのご質問でございますが、事業が始まった理由から申し上げますと、平成20年度に笠間市出身である東京在住の会社の社長から、笠間市

の青少年を対象とした海外派遣事業の実施を前提に寄附の申し出があり、海外での職業体験等を研修に組み込むものとして、平成21年度から今年度までの間に4回の実施で28名を派遣いたしました。

ただし、平成24年度につきましては、海外の諸情勢により寄附者の了解を得て中止いたしました。

過去1、2回目は、夏休み中に笠間市在住の高校生、大学生を中心に行い、平成21年、22年度とも6名を中国に派遣いたしました。第3回目である平成23年度は、同じく中国でございますが、対象者については、地域のリーダーとして活躍できる人材育成の観点から年齢を18歳から40歳未満までに変更し、大学院生や社会人の若者8名を派遣いたしました。

今年度につきましては、派遣先をこれまでの中国から韓国に変更し、3回目同様、社会人を中心として8名を、先ごろ8月19日から24日までの日程で終了したところでございます。

韓国については、昨年の9月に江華郡という車でソウルから北へ1時間ぐらいに位置する人口6万5,000人の都市の議会議員、行政職員の方々が笠間市に来訪され、交流を深めた経緯があったことから、今回の日程の中に江華郡での視察や交流も行っております。

この派遣事業については、寄附者と毎年行き先や研修内容などを協議しております。寄附者は、若いころの海外経験を原点として現在の自分があるという思いがあり、海外での研修を通じ、職業人として、また国際感覚を持った日本人になってもらいたいという意向があることから、今後もより内容の充実した派遣事業を行ってまいります。

さらに、昨年度は、海外派遣事業に参加した高校生から社会人までの20名が派遣者の会 I F K という組織を立ち上げました。I F K とは、イノベーション・フロム・カサマの略で、社会的課題が複雑化、多様化する中で、国や地域など境界を超えた地球規模の視点から新しいアイデアで新たな価値をこのふるさと笠間から創出できるよう願いを込めて名づけられました。この派遣者の会は、児童館での「英語で遊ぼう」という A L T の先生の指導のもと、ゲームやクイズ形式で子どもたちを楽しませる事業を行ったり、「ふるさとまつり in かさま」では、ハロウィーンにちなみ海外の文化を体験できる事業を行いました。

今後とも、寄附者の思いに応え、海外派遣事業での経験を生かし、国際交流事業や海外の文化に触れる事業を継続して行っていく予定でございます。

次に、梅と栗のブランド戦略についてのご質問にお答えいたします。

栗につきましては、笠間の栗グレードアップ会議において、生産、広報宣伝活動などあらゆる面から取り組みを進めております。

まず、生産面では、生産者の支援策として、栗苗の購入費補助や栗改植事業により昨年度は7.8ヘクタールの圃場を整備いたしました。

広報宣伝活動としては、毎年9月15日からの1週間を栗の週間として制定し、栗の消費拡大を図るとともに、栗のおいしさを伝える「K K T 6」、また「K K T 6 サポーターズ」

や「笠間てくてく栗図鑑」を活用し、販売促進やPR活動を行っております。

今後も、笠間の栗グレードアップ会議を軸に、品種別出荷の推進や高付加価値販売を通じて、笠間の栗を全国に発信してまいります。

梅につきましては、ブランド化戦略として進めているものではありませんが、加工品開発の一環として、梅アイスクリームやフルーツソースの開発などを行ってまいりました。しかし、現在のところ商品化には結びついてはおりません。

一方、民間の事業者におきましては、「かさまの粋」に認証されております甘露梅や梅ふくませなどの梅を使った加工品やお菓子など、好評を得ているものもございます。

今後は、今年設立をいたしましたアグリビジネスネットワーク協議会と連携し、加工品等の開発も含め、県内一の産地としてブランド化事業を進めてまいります。

次に、梅酒についての活動という問いでございましたが、「栗焼酎」につきましては、平成17年に当時の岩間町商工会で製造販売を手がけました。その後、うまい栗焼酎をつくる研究会が活動を引き継ぎ、昨年から従来品に加えて三年古酒を限定販売しております。

梅につきましては、旧岩間町のときに平成12年から梅の消費拡大と消費者の交流を目的として「あたご梅まつり」を開催し、梅干しづくり教室を実施してまいりました。平成19年戸まではあたご天狗の森で開催し、平成20年度は「かさま梅フェスタ」と名称を変更し、笠間工芸の丘で開催しました。その後、JA主催でクラインガルテンや「みどりの風」などで平成23年まで開催されました。

以上のように、梅の加工の中で梅干しづくりの活動は行ってまいりましたが、梅酒についての活動は行っておりません。

○議長（小菌江一三君） 畑岡洋二君。

○1番（畑岡洋二君） ご丁寧な説明ありがとうございました。観光事業の国際化戦略ということで、このように意識していたか、していないかというのは別としまして、少なくとも5年、10年ぐらい前から国際化、もっと言うと何十年も前から始まっていたのかも知れませんが、笠間であっても国際化とは全く無縁ではないということを皆さんにご理解いただければと思います。

そういう中で、観光の国際化というときに何をやるんだろうと。そういうときに、先ほどの平成20年にできました観光庁のホームページを見ますと、いろいろなことを教えてくれるわけですね。本当に懇切丁寧に書いてあります。この項目は笠間でどうなっているんだろう、この項目はどうなっているんだろうという見方から、ちょっとご質問させていただきたいと思います。

その前に、茨城県のことにとちょっと触れたいと思いますけれども、茨城県も平成22年3月11日、2010年茨城空港が開港しまして、韓国、中国などの国際線が就航しました。残念なことに、東日本大震災がありまして、原発問題の絡みもありまして韓国便は今休止となっているかと思っております。そういう中でも、先日、地方版になるかと思っておりますけれども、ミ

ヤンマーのLCC、ローコストキャリアが茨城空港に就航する方向で動いていると。その話は、8月19日ですか、向こうの代表者の方が日本に来られて、橋本知事と基本合意し、覚書に調印したということが新聞等に載ったかと思います。この中で見た方もいるでしょうけれども、茨城ミャンマー便就航と。関係各省庁の同意の前提で動いていると書いてありますけれども、年内に就航を目指しているということです。週3便だそうです。あれほど遠かった、タイまでは行くけれどもマレー半島の西側にはなかなか行かないというミャンマーのほうにも便ができるということが近づいております。

また、先日9月8日早朝ですか、2020年の東京オリンピック招致が決定されたということもありまして、日本の観光産業これから7年の間にどのように変わるかというのは、本当にわからないぐらい変わるかもしれないということもありまして、笠間も、東京からたかだか1時間半、2時間、茨城空港からだとも1時間かかりませんから、そういうところで対策、国際戦略を練っていただきたいなと思っております。

そういうところで、項目としまして観光情報の発信力の強化、また観光のICT化の推進、観光活性化標識ガイドラインなどについて、現在の問題点、または考えているところ、これから方向を考えたいなということがありましたら、伺いたいと思います。

また、梅のブランド戦略については、いろいろ説明していただきまして、実は梅に関しては私ほとんど知らないことばかりでありまして、ありがとうございました。ただ、ここでなぜ梅酒の話が戦略としてこれまで乗ってこなかったのか、そういうことを議論したいということではありません。

そこで、日本には構造改革特別区域法なるものがあるらしくて、その中に酒税法の特例措置、今回は梅酒のほうですが、一般的に「梅酒特区」というものがあるらしいんですね。これについて、認識されているところをご説明いただければと思います。

また、ことし平成25年水戸の梅まつりにおいて、梅酒大会なるものがあつたんですね。インターネットで調べただけなので間違いがありましたら申しわけないですが、その中で北海道から沖縄まで157銘柄の参加があつたそうです。県内からは、常陸太田市、常陸大宮市、水戸市、大洗町からの参加があつたそうです。残念ながら、梅の生産量県内一を誇る笠間からの参加はございません。これは産業としての梅酒ですから、簡単につくれるものではありませんので、簡単に言うことはできないですが、であるがゆえに梅酒特区を考えてみたらばいかがだろうかと思っております。

まさしく梅の生産、梅の加工、梅酒づくり、梅酒の販売と、6次産業化そのものの流れに乗るであろうと思っておりますので、梅酒特区とはどんなものか、梅酒特区できるのだろうか、できないのだろうか、その辺のことを伺いたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

○産業経済部長（神保一徳君） 1番畑岡議員の再度の質問にお答えいたします。

まず、観光情報の国際戦略化について、初めに観光情報の発信力強化についてお答えいたします。

現在、笠間市が行っている外国人向け観光情報発信に関しては、笠間の見どころ、特産品、お祭りを紹介した「笠間観光ガイド」7ページカラー仕上げにより、英語、韓国語、中国語仕様のものでございます。また、「市勢要覧2013年版」も前回同様英訳されております。これらは、県が主催いたします外国の旅行会社との商談会や市内宿泊施設、観光施設、市民の求めなどに応じ頒布し、有効に活用しているところでございます。

また、市のホームページに関しましては、ホームページに付加している翻訳機能により多言語に対応しているところでございます。

一方、茨城空港に関しましては、先ほど議員からご説明ありましたように、海外を結ぶ観光路線は安定した就航状況になく、長期的な誘致戦略を立てにくい現状にあること、日本周辺諸国との外交問題、さらには震災により市内の宿泊受け入れ体制が脆弱であることなどにより、笠間市内の外国人受け入れ体制には課題があると認識しております。

このようなことから、市といたしましては、ほかにない笠間の魅力、例えば笠間稲荷神社の神事流鏑馬、世界95カ国に広がる合気道の合気神社、104年の歴史を持つ笠間の菊まつり、笠間焼関連イベントなどの情報発信を行うとともに、笠間観光協会の行う旅行事業において外国人を迎える旅行プランの検討を進めていきたいと思っております。

次に、観光のICT化の推進についてお答えいたします。

国では、訪日観光客の受け入れ環境整備事業の一環として、受け入れ環境におけるバリア解消の促進、満足度の向上を目指すとして、平成22年12月に観光ICT化促進プログラムを策定しております。

具体的なプログラムの内容でございますが、情報のリアルタイムニュース、共有、発信、蓄積、解析、活用でございます。特に世界的にスマートフォンが普及しておりますが、その携帯端末機では、GPS機能、AR拡張現実の発達により観光への活用が大いに期待できるものでございます。

現在、笠間市では、来訪者向けに産学官連携による試験的取り組みといたしまして、(仮称)笠間ガイドシステムとして、市内の観光施設、販売店を対象にスマートフォンを使ったICT化を進めているところで、年内には試験運用を図る予定でございます。試験運用の結果を検証し、本格導入に至れば、日本人、外国人を問わず有効な情報発信機能になると思っております。

続きまして、観光活性化標識ガイドラインについてお答えいたします。

当ガイドラインにつきましては、平成17年に国が、日本人、外国人を問わず、訪問先の地理に不案内な観光客が安心して歩ける環境整備をすることが、観光立国として重要であるとした施策でございます。

笠間市におきましては、平成6年に笠間市サイン計画を策定しており、目的は、一つと

して市民や来訪者に市内移動の利便を図る、二つ目として市民や来訪者に笠間のすぐれた資源等の周知を図る、三つ目として景観に調和したサインの設置により親しみと潤いを与えるというものでございまして、合併後の新市にも引き継ぎ、運用をしているところでございます。

笠間市サイン計画は、策定から19年がたっておりますが、計画自体は現在も十分な条件を満たしております。しかし、現状の笠間市内には民間作成の古いサインや合併以前からのサインが混在している状況であるため、観光活性化標識ガイドラインなども参考にしながら、市民、来訪者にわかりやすいサイン設置を行い、観光活性化につなげていきたいと思っております。

以上、観光の国際化戦略の現状についてお答えをさせていただきましたが、今後とも笠間市の観光の推進に関しましては、国際化といったことを念頭に置いて考えていきたいと考えております。

次に、梅のブランド化について、「梅酒特区」についてのご説明を申し上げます。

構造改革特別区域法による酒税法の特例措置、いわゆる「梅酒特区」の現状については、まず、梅酒は酒税法上リキュール類に分類されますが、構造改革特別区域内において地方公共団体の長により地域の特産物として指定された農産物で、当該特区内で生産されたもの等を原料としてリキュールを製造する場合には、同法に基づく製造免許の要件のうち最低製造数量基準の最低製造数量が6キロリットルから1キロリットルに、四合瓶に換算しますと1,400本に緩和されます。これにより、年間の製造見込み数量が1キロリットルに達しておればリキュールの製造免許を受けることができます。

次に、梅酒特区の現状でございますが、平成25年3月認定分までで梅酒特区を名乗っているのは、和歌山県の紀州みなべ梅酒特区と徳島県の自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区の2カ所でございます。しかしながら、リキュールで認定を受けている特区がそのほかに36カ所ございますので、そのうち何カ所かが梅酒を扱っているものと思われま

次に、笠間市の梅酒の展開についてのご質問でございますが、笠間市では梅酒を商業的に製造している事業所はありませんが、たくさんのご家庭で梅酒が漬けられております。その中には趣向を凝らした一品もあるのではないかと想像しております。

梅酒特区につきましては、製造のための特例措置であり、緩和されたとはいえ四合瓶換算で1,400本以上の梅酒を製造しなければなりません。まずは、笠間市の梅を使用して家庭でつくっている梅酒や梅加工品の品評会などを開催し、高品質の梅酒をつくる人の発掘やブランド化につながるレシピの収集を行っていくことが必要であると感じております。

今後、そのための税法上の課題や製造上の問題について検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 畑岡洋二君。

○1番（畑岡洋二君） また丁寧なご説明ありがとうございました。その中で、発信力の

強化の中で合気神社のことが出ましたけれども、まさしく合気神社は世界に一つしかない、誰が何を言っても一つしかないものですね。実は先日、「旅博」なるイベントに出向きましたらば、このミャンマーのお話のところに、NPOミャンマー合気会なる……言葉が間違っているかもしれませんけれども、ミャンマーにも合気道の愛好者がおられまして、NPO法人があるということを知りまして、こんなにミャンマーと日本、合気神社が近かったんだなとちょっと驚いた次第でございます。こういうところにも、知らないところでどんどん国際化が進んでいるということでございます。

また、観光活性化標識ガイドライン、これは先日、アルファベット表記なのか、英語表記なのかという問題を猪瀬知事と安倍首相の間でされたようです。まさしくこの辺は、昭和39年の東京オリンピックのころは、アルファベットであれば海外の方が理解できるだろうという、まだまだ道半ばの国際化だったと。それが、今度は本当の国際化が次に来るだろうということをあらわす一つなのかなと思っております。

笠間の標識がどのようになっているか、私も全部つかんでいるわけでもございませんけれども、この辺も新しくするときには、必ずアルファベットから英語表記へということ念頭に置きながらすべき問題ではなかろうかというのを、ここで私も認識したわけでございます。

観光の国際化ですけれども、笠間というまちのポジションはどういうところにあるんだろうということを見てみました。今、茨城県の観光物産課の課長さんは、実は観光庁から来られているんですね、皆さんご存じかもしれませんけれども。そして、前副市長の田所さんは、今、国際観光推進室長なんですね。このように、今までも当然そうなんですけれども、観光に関して密接にあった笠間市と茨城県、前副市長が国際観光推進室長になったのは偶然かもしれませんけれども、これは非常に運がよかったのだろうと思います。こういう状況ですから、観光の国際化、どんどん進めていただきたいなと思っております。その辺、最後に意気込みというところのお言葉をいただければなと思っております。

また、梅のブランド化ですけれども、先月8月10日にあるテレビ番組で、まさしくこの梅酒特区の話題を取り上げられた番組がございました。Uターンした70歳前後のご夫婦が梅酒をつくり出すと、そういうことの話題でした。場所は、今、神保部長のほうから説明があった徳島県吉野川市になります。美郷地区というところで、町村合併する前は美郷村だったようです。ですから、合併した笠間市の旧岩間地区という感じかと思っております。

この吉野川市の梅の生産量と笠間市の梅の生産量を比較しましたらば、笠間市が平成18年の収穫量として299トン、吉野川市さんは125トン、約半分程度、要するにけたが同じぐらいなんですね。梅だったらば、笠間市の友好都市である田辺市さん、皆さん頭に浮かぶと思っておりますけれども、ここの梅の収穫量はけた違いです、2万2,300トン。ですから、市役所の中に梅課という部署があるように聞いております。ここを参考にできたらばよかったのですが、余りにも大きいので、組織的にも違いうだろうということで、吉野川市さんの梅

酒特区のところを視察してまいりました。

(実物を示す) こんなすてきな入れ物で売っているんですね。飲むわけではないのでちょっと皆さんで、こういう形で売っております。何種類もありますけれども、通常市価で売っているものに比べると5倍ぐらいします。これ1本で2,500円でございます。こんなもの売れるかという話になってしまうと身もふたもないですけども、もともと大量に売ることが目的ではないんですね。梅というものをブランド化するために梅酒は欠かせないと。梅酒をつくって、笠間市でもやっていた梅まつりをやっているんですね。11月の最終土曜日、日曜日にやっているそうです。これで外部から2,000人から3,000人の方が来るそうです。笠間市はいろいろなイベントで人が来ますから、2,000人、3,000人が十分か不十分かというのは議論してもしょうがないですけども、外から人が来ると、そういう目的。要するに、物流の中に乗せないんですね。価格競争しないものとしてやっている。

せっかくですから、もう一つ、こういうのもございます。これは小さいので安かったですけれども。

そういうことで、梅酒を売る、売らないではなくて、梅のブランドを高めるために梅酒をつくったと。結果的に、この梅酒をつくっている梅はどんな梅だということで、ほかの梅干しと梅ジャム、いろいろなものが売れるようになったと聞いております。

ですから、最初から梅酒特区という形でいくかどうかは別にしまして、ぜひ梅酒というものを梅のブランド戦略の中に取り入れていただけたらと思います。その辺を最後の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長(小藺江一三君) 産業経済部長神保一徳君。

○産業経済部長(神保一徳君) 畑岡議員の三度目の質問にお答えいたします。

まず、観光事業の国際化戦略について、意気込みということでございますが、先ほど議員からもございましたように、県の観光物産課のメンバーとも密接に連絡をとれる体制にございますので、ぜひ県やら国の知見も生かしながら、国際化について進めてまいりたいと考えております。

次に、梅酒特区の件でございます。笠間市のブランド化戦略といたしましては、まずは栗というものが軌道に乗ってきたところでございますが、これを加速させていかなければならないというのが1点目でございますが、梅の農家さんも、最近、不作であったり、高齢化というのもございまして低落傾向にございますので、そこをてこ入れできるような種まきといいますか、将来に向けた布石は打っていければいいのかなと考えてございます。

○議長(小藺江一三君) 畑岡洋二君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午後1時より再開いたします。

午後零時04分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

12番西山 猛君の発言を許可いたします。

○12番（西山 猛君） 12番西山 猛でございます。一般質問させていただきます。

入ります前に、過日の台風18号により歴史的な被害に遭われた多くの皆様方、心よりお見舞いを申し上げます次第であります。

私の質問は、明日の笠間市のあり方についてということで、大変大風呂敷を広げておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

五つに分けてみました。一つ、少子化及び高齢化対策についてお伺いいたします。特に少子化対策については、ここ数年来笠間市では何を行ったか、そしてどんな成果があったか、具体的にお伺いしたいと思います。そしてまた、高齢化対策につきましては、健康面の部分でどんな対策があるか、そこも具体的にいただきたいと思います。

2番目に、笠間市の農業のあり方についてお伺いいたします。笠間市は、農業を行うには大変恵まれた環境にあります。しかし、一方で、経営として成り立っているかという視点で鑑みますと、他地域に比べて、零細な農家と表現するのでしょうか、そのような農家が多いと感じております。

時節柄、栗を例に挙げれば、栗生産日本一という反面、売り上げの部分を見てみれば、どうも日本一ではないと、このように思います。栗の生産から加工まで、いわゆる現在の6次産業の部分として取り上げた場合、利益の多い部分、そこが例えば小布施などにブランド的に持っていかれちゃっていると思わざるを得ないところであります。このようところが、若者の農業離れ、これを加速してしまっている一つの要因ではないかと思っております。

そこで、若者の参入を促すような明日の笠間の農業のビジョン、これについて伺います。

また、冒頭申し上げましたとおり、台風18号による被害実態、これがどのようにになっているか、本日の段階でどのようにになっているかお伺いしたいと思います。

続きまして、地場産業の育成方法について具体的にお伺いしますということで、何をどう具体的にかということになりますので、限られた質問回数の中でお話します。

基幹産業としては農業が挙げられるかと思いますが、観光なんかも大変力を入れていると思っております。特に農業に関しましては、産業経済部の各課でいろいろと試行錯誤しながら、農家の皆さんと、特に担い手、これからの次代を担う農家の皆さんと密に連絡をとりながら、建設的な作業をしていると私は聞き及んでおります。

地場産業の中で、行政と直結しております公共事業、この公共事業の入札制度、その方法と結果について質問したいと思います。

これは8月21日に、競争入札の結果ということで、私ども議員は入札の後、これは五つ

の日にちがあります。平成25年7月18日、19日、29日、8月5日、9日という5日間の分をこの一冊にまとめられております。

チェックしましたところ、低入札価格対象ということで、決定はしてあるものの調査をしたというのが2件、それから低入札価格対象ということで同じなんですが、保留ということで3件ございます。これは私がなぜこの地場産業の育成方法についてという質問の項目に入れたかといいますと、一番直結している地場産業が土木建設業界なのかなど。そして、今、数ある補助金制度なんかが見直されて、いわば縮小されている中で、地場産業が地域に及ぼす影響、これは大変これから必要不可欠な部分であると思っております。

一例を申し上げますれば、3.11の災害のとき、待たなしに地元の建設業者がみずからの重機やダンプなどを使い、もちろん人員はしかり、協力をしてくれた。あるいは一定期間、通学路などの整備、こういうものにも大変力を入れていると。これは目に見える部分として私は十分評価すべきだと思っております。つまり行政と地場産業の当事者が連携をとるといふ部分が、これからは必要であろうと思っております。

確かに、道路の里親制度などのように直接地域住民とかかわるまちづくりもあろうかと思えます。しかし、範囲的に、あるいは規模的に、または笠間市道、それから県道にまたがる部分など、線引きの難しい部分、こういうものも含めて、例えば通学路の一部となっていた場合どうするかなど、やはり地域密着型の対応を迫られる時代になっていると思っております。つまり地元のことは地元でやろうじゃないかというのが、私の理念であります。

そこを踏まえまして、地場産業の育成方法について具体的にお伺いいたします。その具体的な部分は、特に競争入札の結果、今、問題点がありました低入札ということで何件か残っております。この部分をまず答弁をいただいて、さらに再質問したいと思っております。

次に、自然エネルギーの活用についてということで、たまたま本当に偶然ですけども、9月16日月曜日の茨城新聞の第一面に、「農業と太陽光発電両立」ということで画期的な記事が取り上げられております。いかがでしょうか、この農業という部分をもう一度見直す時期に来ているのかなと思っております。

もうかる農業やりましょうよという考えを市が提案していく中で、この部分についてはいろいろ研究課題もあったでしょう。コスト的なものもあるでしょう。費用対効果ということもあるでしょう。なかなか難しいでしょうけれども、例えば税制度を一つ取り上げてみましょう。

空いている農地に太陽光発電の事業をしたい、太陽光の許可をいただこうということで手続きをします。そうしますと、雑種地扱いになるそうですね。つまり課税対象は雑種地の課税ということになります。今までの農地が雑種地になるということで、所有者、つまり農家の皆さんはなかなか思い切れない。ハードルというか、そういう部分に非常に危惧し

ているという状況だと思っています。まして、机上では成り立っている計算が、さまざまなリスクを伴いながら果たして15年とか20年という期間いかなものかということがあろうかと思っています。そこで、自然エネルギーの活用を促進するために、税制度なんかの部分も含めて、現在笠間市ではどのように考えているのか。

かすみがうら市でしたか、今期定例会に上程されているかなと思いますが、税制度の改革ということで条例改正ですか、宅地の場合雑種扱いにするということかと思いますが、いずれにしても農地が何倍にもなってしまうということが懸念される中で、なかなか農家の人たちの決断が進まない。自然エネルギーの活用ということですから、当然、そういう部分では市が前面に出て解消していければなと思っています。

笠間市においては、太陽光、早々に設置しております。これは自然エネルギーに対する認識、意識の高さだと私は思っております。そういう中で、農家の実情を踏まえて、太陽光に今絞っておりますが、自然エネルギーの太陽光発電についての市の考え方などをお伺いしたいと思います。

それから、5番目ということで、少子化問題や農業のあり方、地場産業、そして自然エネルギーということで、トータル的に来年度平成26年度のあるべき姿というものを質問したいと思います。

1回目よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。

福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 初めに、少子化及び高齢化対策案についてお答え申し上げます。特に、少子化対策のこれまでの実績ということで申し上げたいと思います。

まず、笠間市の少子化対策につきましては、平成20年度に重点施策に位置づけをしまして全庁的に取り組んでまいりました。保育料につきましては、子育て家庭の負担軽減のため国基準額の約35%軽減を実施し、さらには子育て家庭の親子が気軽に集い、相互に交流を図る場として平成20年度から子育て支援センターを設置し、平成24年度児童館開館により3地区に整備が完了したところであります。

また、平成22年度からはファミリーサポートセンターを開設し、現在も盛んに子育て相互援助活動が行われているところであります。また、乳幼児医療福祉、マル福制度であります。今年度より対象年齢を中学校3年生まで拡大をいたしました。

今後の課題としましては、病児・病後児保育、休日保育、夜間保育事業など未実施の事業もありますので、今後はニーズの把握を行い、保育サービスの充実や子育て相談、情報提供の充実など、地域で支え合う子育て支援の確保、母子保健、小児医療の充実など、今後も少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、高齢化対策についてお答えいたします。

笠間市の高齢化率は、ことし7月末現在で25.6%ということになっております。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来人口推計によると、2040年には笠間市の人口は5万8,989人、65歳以上の高齢者の割合が39.5%になると予測をされております。

このような状況を踏まえ、笠間市の高齢化対策として、元気な高齢者がいつまでも地域で自立した生活ができるよう、予防が必要な方に対し、運動機能や認知機能の維持向上のための介護予防事業の推進をするとともに、介護が必要となった方に対しては、適正な介護サービスの利用や家族介護支援の事業を進めてまいりました。

さらには、今年度より地域包括ケアネットワークシステムを構築し、保健、医療、福祉と地域が連携して高齢者等の見守りや支援をしようとする住民が安心して暮らせる体制づくりに努めているところであります。

今後の課題としては、高齢化や核家族化の影響で増加が予想されるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への対応が必要となってまいります。

また、特に健康面ではということですが、身近な地域で継続して実施ができる運動教室の実施、笠間市においてはシルバーリハビリ体操とかスクエアステップ事業とか行っておりますが、それらの運動教室の実施、介護予防教室活動の推進など、高齢者の孤立化を防止するための社会参加、生きがいを推進し、高齢者同士の共助による事業についての検討を行ってまいります。

さらに、介護保険でのサービスとともに、外出支援や家事支援などの日常的な生活支援についても、地域の社会資源の活用とともに、関係機関と連携した対応の検討が必要と考えております。

○議長（小藺江一三君） 経済産業部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

まず、昨日の台風18号の被害状況についてご説明を申し上げます。

大豆の湛水、ナシの落下等が一部見られましたが、被害は全体の30%以下ということで、軽微なものということで報告を受けてございます。また、普及センター、農協にも確認をいたしましたところ、一部栗の枝が折れた部分があったようですが、全体を見て特段問題となる被害はなかったというふうに報告がありまして、この旨県のほうにも報告をしているところでございます。

次に、明日の農業のあり方についてのご質問でございます。

2010農林業センサスによれば、笠間市の1,000万円以上の販売がある農家数は87戸、総販売農家の2.8%でございまして、銚田市の35.6%は特別といたしましても、県平均の8.3%をも大きく下回っておりまして、数字の上でも規模の零細さが際立っていると認識をしております。

また、先ほどお話がございました栗の現状でございますが、笠間市は全国一の栽培面積、

出荷量を誇る茨城県の中でも有数の産地でございますが、この栗が、加工原料として、先ほどお話がありました小布施を含めて全国へ流れておりまして、笠間の存在感というものが希薄な状況となっております。

そこで、平成21年に笠間の栗グレードアップ会議を立ち上げ、生産者、関係団体が一体となった生産振興に努めてきたところでございます。

近年は、栗加工の推進による栗の付加価値化にも力を入れ、冷蔵栗や焼き栗を初め、お菓子などの加工品の開発も行ってきた結果、「笠間てくてく栗図鑑」に掲載されています28店舗のように積極的に栗加工品の開発を行う事業者が増加し、昨年はテレビや雑誌等で多く紹介をいただきまして、「栗のまち笠間」としての知名度が向上いたしました。

次に、農業後継者や新規就農者への育成支援策といたしましては、昨年度から実施されました国の青年就農給付金制度に加え、笠間市独自の支援策として農業後継者長期研修支援事業、営農研修等受講料助成事業、新規就農者確保事業、新規就農定着事業を実施しております。

一例といたしまして、青年就農給付金につきましては、平成24年度は3名、今年度は新たに2名を追加して支援しております。また、過去3年間の新規就農者数でございますが、平成22年が5名、平成23年が7名、平成24年が10名と、数名ずつではございますが、年々ふえている状況でございます。

最後に、明日の笠間の農業ビジョンでございますが、笠間市で生産された農産物が市内で販売消費され、鹿行や県西地域のように多くの後継者が育つ農業であると考えております。そのためには、農業をもうかる農業にしていくことが何よりも大切であると考えております。

そこで、今年7月に設立をいたしました笠間市アグリビジネスネットワークを活用いたしまして、少量多品目生産を生かした市内への食の提供、商工や観光など多様な事業者等との連携といった従来からの取り組みを強化して、笠間型アグリビジネスモデルを構築してまいります。

次に、地場産業の育成に関する質問にお答えいたします。

私のほうからは、笠間市の地元産業について、一般的な産業政策についてご答弁をさせていただきます。

地場産業、地元産業につきましては、さまざまな分野にわたるものでございますが、まずは、昨年9月の議会におきまして西山議員さんのほうから地元の産業に関するご質問をいただいた際に、起爆剤に相当する分野として答弁させていただきました3分野のうち、先ほど答弁をさせていただきました農業以外の観光業と笠間焼の窯業について、まずお答えをさせていただきます。

観光業につきましては、多くの観光客を招き入れることによって交流人口をふやし、直接的な商業振興とともに、まち全体の活性化につながるものと考えております。その育成

のための施策として、観光協会や商工会、関係団体等への財政的な支援を含め、連携をとりながら各種イベントの開催、旅行商品の開発などを通じた通年型旅行地型の推進、また茨城県や水戸市、大洗町等と連携した広域的な観光PRにも努めているところでございます。

笠間焼の窯業についての振興施策については、春に行われます一大イベントである陶炎祭に対する運営支援など、平成25年度からスタートした笠間焼第五次産地振興計画に基づく後継者育成事業や技術技法の伝承、東京での展示会など、需要の開拓に関する事業への支援を進めているところでございます。

その他の産業につきましては、稲田の石材業も大きな地場産業の一つであり、イベントへの支援、緊急雇用による販路の拡大の支援などとともに、「石の百年館」の機能の稲田駅前への移設等を通じ、稲田石の振興PRに努めてまいります。

また、地域経済を支える中小企業振興については、各種金融支援施策のほか、中小企業や失業者などが就職や職のレベルアップに必要な資格取得の受験料を補助する制度や、市民雇用や労働環境改善のための設備投資への補助制度を設けております。

さらに、雇用対策につきましても、重要な課題と捉えまして、ハローワークと連携をとりながら進めているところでございまして、今年度は、新たな取り組みとして、来春の卒業生に向けて笠間市独自の会社説明会を開催したいと考えております。

このように直接的な施策、補助制度などの間接的な施策を組み合わせ、地場産業の育成に取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 西山議員のご質問にお答えいたします。

まず、入札の現状ということですが、公共工事の入札につきましては、競争性、透明性、公平性、さらには品質確保を原則に大きな地場産業であります市内の建設業者の受注機会の確保に配慮しながら執行しております。

現在、市では、建設工事の指名競争入札及び予定価格が6,000万円未満の条件付き一般競争入札において、市内業者を対象とする入札を実施しております。

その実施状況でございますけれども、24年度の建設工事では240件の入札を実施しました。そのうち204件の市内業者を対象とした入札を実施しておりまして、建設工事全体の85%が市内業者への発注となっております。

低入札調査の実績ということでのご質問もございましたが、24年度の対象件数が59件ございまして、調査対象が19件、調査した結果、それによって失格したものはございません。発生率が32.2%となっております。

今年度、現在までの5カ月間の実績でございますが、対象件数が23件ございまして、調

査件数が7件、調査後の失格件数はございません。発生率が30.43%となっております。

制度の説明をするのが前後しますけれども、最低制限価格制度といいますのは、最低制限価格を下回る金額を提示した入札業者が一律失格となることによりまして、工事の適正な履行を確保することを目的に、低入札調査制度は、基準価格を下回る金額で入札を行った者について調査を行い、契約内容に適合した履行がなされないおそれがある場合に当該入札を落札者としめない制度でございます。実際の件数と制度の説明が前後しまして申しわけございません。

それで、8月9日の入札で保留が3件ございました。これにつきましては、低入札調査会という調査会を設けまして、財政課と契約発注所管課で、業者に調査票を書いていたまきましてヒアリングの調査をします。その調査をもとに選考委員会で落札の可否を判断することになっておりまして、今回のこの件につきましては、8月22日に調査会を実施し、8月28日に選考委員会、そして8月30日に市長決裁で落札決定となっているものでございます。

あと一つ、固定資産税についても、税務課の所管でございますので、太陽光発電設備等に係る固定資産税の優遇措置というご質問にお答えしたいと思います。

自然エネルギーを活用しました太陽光発電設備等の設置に係る固定資産税の優遇措置としましては、経済産業省による固定資産買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備は、住宅等太陽光発電設備、低圧かつ10キロワット未満を除いたものでございますが、これが対象になりまして、新たに固定資産税、この部分については償却資産ですけれども、償却資産が課せられることとなった年度から3年度分につきまして課税標準となるべき価格を3分の2に軽減する制度がございます。

次に、固定資産税の土地評価になりますけれども、当該土地の地目につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように雑種地として認定することになります。当該施設を設けた雑種地の評価額算定方法につきましては、従来の方法、雑種地として評価して、その課税標準に1.4%の税率を掛けるものですが、これを採用するか、またはゴルフ場用地や鉄道用地のように個別に評価額を設定するかにつきましては、総務省においても現在ははっきりした見解が示されておりません。状況の調査を全国規模で実施しているところでございます。

笠間市としましても、今後の動向を注視し、近隣市町村とも協議及び研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 12番西山議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、笠間市の自然エネルギーの現在の取り組み状況と今後の展開でございますが、平成19年度に策定した笠間市環境基本計画に基づく循環型社会の構築、地球環境

への貢献、主要施策環境負荷の少ないエネルギー利用の推進事業により、自然エネルギーの活用に取り組んでいるところでございます。

最終的な取り組みについては、公共施設として、市役所本庁舎を初め、大原小学校、市立病院に太陽光発電システムを導入して活用しております。

さらに、民間事業者の間では、笠間東工業団地において稼働が始まった第一実業笠間太陽光発電所のほか7社、8件の民間発電所の計画があると聞いております。

一般家庭につきましては、地球温暖化対策の一環として太陽光発電システムの普及を促進するため、笠間市住宅用太陽光発電システム設置補助金の制度により自然エネルギーの普及に努めております。

また、今年度、災害拠点避難所3カ所、笠間小、友部中、岩間中に太陽光発電システムを導入する予定となっております。

笠間市として、今後の自然エネルギーの推進及び取り組みにつきましては、平成19年度に策定した環境基本計画の見直しに着手し、住宅用太陽光発電システム設置補助事業の積極的な推進を基本に、他の自然エネルギーの活用検討を図り、公共施設等への整備の中で導入を検討していきたいと考えております。

また、国や県のエネルギー政策の動向を注視しながら、その可能性や方法を検討していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 12番西山議員のご質問にお答え申し上げます。

私からは、5問目の来る平成26年度の我が市の姿とはどうあるべきかということでございますが、これについてお答え申し上げます。

本市の将来像である「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間～みんなで創る文化交流都市～」に向けて、平成26年度から3カ年実施計画を現在策定しているところでございます。

3カ年実施計画は、笠間市総合計画後期基本計画に掲げた政策や施策と整合性を図りながら、後期基本計画において重点化を図る三つの視点、健康都市づくり、防災力向上、地域の活性化、そのほか社会情勢や第2次行政改革大綱の観点、本年度から本格導入した市民ニーズの反映された行政評価結果に照らし合わせて策定します。

平成26年度の重点施策として現在考えられているのは、本年度から引き続き世界保健機構WTOが提唱する健康都市の構築を目指すことでございます。市民の健康水準と生活の質の向上を図るため、人の健康づくりと生活を支える環境づくりを柱にし、市民と行政が一体となって「健康都市かさま」の実現に向けた取り組みを展開していきます。

もう一つは、地域の活性化に向けて持続可能なコンパクトでにぎわいのあるまちを構築するため、策定された笠間市駅周辺整備活性化プランの推進でございます。

駅周辺の未利用地を利用して、地域交流センター、公園、市立病院、観光関連施設など、

駅前に人々が集い、地域の活性化に寄与できる施設整備をし、その施設を利用して地域の活性化につなげる事業を展開していきます。平成30年度までに施設整備を完了する予定でございますが、平成26年度は、4月に稲田駅周辺に整備する観光交流センター「石の百年館」がオープンし、続いて友部駅周辺の地域交流センターの実施設計を行っていく予定でございます。

このほか、平成26年度に市全体としまして、義務的、経常的な事業も含めまして約700の事務事業を展開する予定でございます。

畜産試験場跡地等への企業誘致促進や笠間支所の移転、教育委員会庁舎の整備、笠間稲荷門前通りの整備、ブランド化された農産物など地場産品の販路拡大、小中学校の統廃合に向けた調整、準備を行うなど、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を目指して、施設整備や各種事業を計画し、市民と一体となって推進していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 少子化対策ということで答弁をいただきました。いろいろ行政として細部にわたり対策というか、支援ということだと思いますが、これは生まれてきた子、育てるための支援という部分に尽きるかと思えます。では、なぜ少子化なのかということになりますと、生涯女性が産む子どもが少ないということ。そして、高齢化、高齢化と騒いでおりますが、オギャーと生まれた子どもが80年たてば80歳になるんですね。こんなものはとっくにわかっていることで、高齢化がなぜ起きるかということ、頭でっかちなんですね。つまり子どもが少ないから高齢化率は上がっていく、そういう論法になろうかと思えます。

かといって、4人も5人もというのは大変なことでしょう。しかし、東京なんかで見えますと、0.幾つという数字ですよ。女性が生涯に産む子どもの数0.幾つ、そういうレベルだと思います。

これどうでしょうか。確かに行政は、いろいろな手厚い支援やそれなりのサポートということで考えているでしょう。制度もあるでしょう。しかし、実態は、子どもというのは家庭で生まれ、家庭で育っていく。義務教育の部分に入ってくれば、学校教育と連携していくということになろうかと思うんですね。だとすれば、家族、笠間市2万8,000世帯ぐらいいましたか、その家族が、ひとり暮らしが当たり前のようにあつてしかるべきだという、そういう表現をしておりますが、一人だつていいんですよ。向こう三軒両隣、地域のコミュニケーションがとれて、家族同然に助け合つて生きていくと。こんなことがあれば、多分子どもはすくすく育つと思うし、当然、そういう環境があれば子どもを産んで育てようという気持ちにもなるでしょう。現実問題としてお金もかかるでしょう。さらには、いろいろな環境の中で子どもの居場所がない部分、あるいは情報がはんらんしている中で育っていく中でいろいろ問題があつたりする、また事件があつたりする。そういうことを考えますと、やはり狭い範囲の子育てになってしまうのかなど。大事に、大事に育てようと。

もちろん粗末に育てろとは言いません。しかし、恵まれた環境の中でもう少し伸び伸びと育てられるような環境をつくっていくということが、私は大事だと思います。したがって、少子化対策というのは家庭にあり。

家庭はどういうことかという、この次の質問につながりますが、やはり雇用だと思うんですね。雇用があるということが、やはり安定につながるでしょう。安定があるということは、心の豊かさも生まれるでしょう。そういう中で家庭が安定していること、そこに子どもが生まれまして、育っていく環境も整っていくということになるかと思うんですね。

今、部署を縦割りに考えますと、福祉部長の答弁は100点だと思います。しかし、笠間市全体の中を考えたときに、教育委員会の連携もあるでしょうし、はたまた産業経済部の連携もあるでしょう。そういう中で、少子化は何で起こってしまうんだらうということを経ひとも考えていただきたい。私は家庭にありだと思っているのですが、いかがでしょうか。

そして、高齢化対策につきましては、私は元気で長生きしてもらうのが一番だろうと。超えられない人生を背負ってこの地域をつくってくれた、その上にあぐらをかいている我々高度経済成長の真ただ中に生まれ育った者としては、そういうふうに思っております。したがって、高齢化対策というのは健康対策ということに尽きるかと思えます。

2番目の農業のあり方ということにつきましては、知名度アップと。大半が兼業農家ではないかと私は思っております。いかがでしょうか。兼業農家であるかどうか質問します。

そして、その兼業農家の底上げをするのにどうするんだといったときに、ある農家の方が言いました。農家といいますか、兼業農家の方です。土地ふさぎだと、ずばり。粟は、畑として、粟畑としておくために粟を植えておくんだと、よかったら拾って行ってくださいと、こういうふうな意識なんですね。そこが私は大事だと思います。

その人たちがどう意識を変えていくか。これも、戻りますが、雇用なんです。なぜ今まで農業が盛んでここまでやってこられたかというのは、やはり雇用があったからです。雇用があって、兼業農家で十分成り立っていた。しかし、今は、計算をしますとコストがかかり、せっかく稼いだサラリーがそこに吸い込まれていくというような実情があるかと思えます。したがって、兼業農家の皆さんの底上げどうするのか、お聞かせ願いたいと思えます。

つまり専門的に、例えば粟なら粟でいいです。もちろん梨なら梨でいいです。米なら米でいいです。その部分に力を入れて、いろいろな方面のいろいろな情報を得ながら、あるいは助成を受けながら、補助を受けながら、全体的に、組織的に動いている農家さん、多分専業農家になるでしょう。そういう農家さんの考え方、これは十分理解できると思えますし、これからも頑張っていたきたい。

しかし、一方で置き去りになっている兼業農家の皆さんがいるということと、これをどう底上げするかということが、私は今必要な部分ではないかなと思っております。

その最たるものが、多分むき栗の何割もが小布施に行っている。小布施で加工されて、そこに物すごい雇用があるでしょう。加工されて、商品化されて、ブランドだというのが現実かと思います。その点質問します。

さて、自然エネルギーということで、自然エネルギーといいましたら太陽光一本ということで、随分部長の答弁の中で太陽光のお話が出てきました。市行政もかなり力を入れているということ、それから民間も工業団地レベルの大規模なものがあるということ、そういうことの中で、学校なんかもそうですけれども、太陽光については非常に力を入れております。

私は、自然エネルギーを活用する部署を別につくってもいいと思うんです。これ部長答弁いただきたいと思いますが、市民生活部の中でこの自然エネルギーに関する実務をどこでどんなふうにやっているか。部長は当然100%理解しているでしょうし、私の考えをそこに提案させてもらいたいんですが、環境保全課というのは環境を保全する。例えば廃棄物があった、あるいは道路に動物の死骸がある。さあ、どうしてくれる。一番最初に電話かかってきますね。カラスやイノシシの駆除の問題、自然の摂理が狂って、おかしくなって農作物の被害や道路にある死骸、そういうものを環境保全課の職員が一線で処理をしなくちゃいけない。その同じ環境保全の部分に、これからの笠間市の自然エネルギーのビジョンを考えろというのは、私は酷だと思うんです。どうでしょうか、部長。

本当に力を入れて自然エネルギーの活用を笠間市が考えるとすれば、新しい部署があってもいいんじゃないかなと思うんです。そこに、先ほどお話したように農業と太陽光発電という部分も含めて、ネットワークのいい部署が一つあるべきではないかなと。各部から1人ずつ入れてもいいですよ、関連するところ。いかがでしょうか。もちろん農業委員会とも連携をとりながら、そういうことを考えているのですが、いかがでしょうか。

前後しますが、入札問題について、総務部長より答弁をいただきました。低入札価格調査対象ということですが、調査の結果というのは、みんな嫌疑不十分というか、無罪放免というか、何ら問題なく報告受けていると。結果的にこの保留案件については市長が決裁をしたということで、最終的に市長が決裁をするということですから、市長が判断したんでしょう。

そういうことを考えますと、過日、市長から説明を受けました。報告事項ということで。市長じゃなかったかな。これは数日前の茨城新聞ですが、建築設計事務所9カ月指名停止、判定書偽造で神栖市ということで、新聞で公になっております。この件は、既にその前に報告を受けました。9月3日付で、当市は稲田小学校の耐震診断調査業務ということで委託の発注をしております。そして、これ2件になっていましたが、片方の稲田小学校校舎耐震補強及び改修工事実施設計業務委託ということで10社競争入札しました。その中でこの報道された建築設計事務所が落札したわけでございます。落札率80.81、そして2番手につけたこの会社が83.94、3番目94.95、それ以下100%まで、10社のうち8割の会社が95%

から100%ということで、この2社が80、83%という数字なんですね。

私何が言いたいかというと、安かろう悪かろうじゃだめでしょう。そして、それが地場産業の育成に相反するものであれば、なおさらだめでしょう。その部分もう一度お尋ねをいたします。

来る平成26年度の我が市の姿とは、どうあるべきかということで、市長公室長に答弁をいただきました。

細目にわたり各部長から答弁をいただきましたが、合併が平成18年3月19日、難産であったと私自身は思っております。そして、その難産で生まれた新しい笠間市を今までトップに君臨してここまで引っ張ってくれた山口市長、来年は丸々8年です。つまり2期目が終わろうとしております。この実情を考えて、今の笠間市の実情、各担当部長の答弁を含み置きいたしまして、市長が迎える26年度の笠間市はどのようにあるべきか、それは市長がどの立場にいるかも含めてお尋ねいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） 少子化対策についてですが、議員ご指摘のとおり、一人の女性が生涯で産む子どもの数、合計特殊出生率と言われておりますが、現在、年平均約1.4前後で推移をしているところです。現在の人口を維持するには、夫婦二人で2.1ぐらいの数字でないと維持できないとも言われておりますので、そういう意味からすると、ますます少子化が進んでしまうという状況かと思えます。

少子化が進む主因、主な要因ということになるかと思いますが、晩婚化とか、子どもの数が少ないとか言われておりますけれども、やはり少子化になりますと高齢化率がどんどん高くなってしまいうことで、高齢者を支える人たちが少なくなってくると、行政サービス等についても大きく影響があるということから、笠間市としましては、少子化対策としまして定住化促進も含めてこれまで進めてきたところです。

今後についても、新しい子育て支援制度の中でそれらについても進めていきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

○産業経済部長（神保一徳君） 西山議員の2回目のご質問にお答えいたします。

兼業農家の対策についてでございますが、ただいま笠間市内農家が2010年現在で3,085戸ございまして、そのうち2,512戸が兼業農家でございます。率にしますと、81.4%が兼業となっております。兼業農家対策というものも重要と考えてございまして、この対策も栗でできないかということを考えてございます。

と申しますのも、先ほど答弁いたしましたアグリビジネスネットワークで、小布施に出ているような加工の部分を市内でできるような体制をつくっているところございまして、今、加工用の栗が足りないという実態がございます。一例を挙げますと、JAの6次加工で新たに30戸の農家の栗を集めたということがございます。その加工用の栗が足りない

ということでございまして、今まで県外に出ていた兼業農家の粟を、ネットワークを利用して市内で循環をさせる。そこからもうかる、金になるという、ちょっと荒っぽい言い方かもしれませんが、そういったもうかる農業というのを体験をしていただくことによって、兼業農家の振興も併せて図っていくということを考えているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 西山議員の再度のご質問にお答えします。

確かに、ただいま自然エネルギーについては環境保全課の環境グループの仕事としてやっているわけですが、これは環境基本計画に基づく施策として扱っているものです。この環境基本計画は平成20年度から29年度ということで、先ほど申し上げましたが、特に東日本大震災以来自然エネルギーの見直しというものが強調されているものですから、この環境基本計画の見直しを図りながら、先ほど西山議員が一つ例を挙げたつくばの農地活用の問題だけでもさまざまな庁内の課題がありますので、専門部署というのは今の組織縮小の中では難しいかと思いますが、少なくとも全庁的な体制で取り組めればなど考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 西山議員の再度のご質問にお答えします。

稲田小学校の校舎耐震補強及び改修工事实施設業務委託の入札額の比較でお話しいただきましたけれども、そのほかに先ほど私も低入札調査対象となったものの比率が32を超えているということを申し上げましたが、そういうことも含めまして、今後も、競争性、透明性、公平性が確保され、また地元業者育成に資する入札制度を目指して検討を加えていきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

私の任期も、残すところあと半年となりました。2期目においては、特に2年半前に起きました東日本大震災、その後この東日本大震災からの復旧・復興というのが私の使命だと思って今日まで務めてまいりました。この復旧・復興の一定のめどがなった中では、笠間市として、今後成長すべく笠間市をつくり上げていくことが私は必要だと思っております。

今後も首長として仕事ができるように、何事にも果敢に挑戦をしていきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 明瞭に申し上げます。3回目、西山君どうぞ。

○12番（西山 猛君） 自然動態、社会動態ともども笠間市は減少でございまして。少なくとも社会動態については歯どめをかける、これをお願いしたいと思っております。つまり地元雇用、安定、これをお願いしたいと思っております。

そして、入札制度の答弁いただきましたが、制度改革という部分で一つの課題として取り上げていただきたい。これは切実なる地元の思いだと思っております。そこに、先ほど言っているように雇用がある。雇用があれば、兼業農家も底上げができるでしょう。そして、安定した中で次の笠間市の明るい農業、こういうものも考えられるでしょう。いずれにしても、地元の雇用、この安定を各部署関係者をお願いしたいと思っております。

そして、時節柄、敬老の日も過ぎましたが、敬老の日のイベントも多いでしょう。お年寄りの皆さんに敬意を表するところがございます。元気で長生きしていただいて、住みよい笠間市にしていきたい、よろしく申し上げます。答弁は結構です。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

2時10分に再開いたします。

午後2時00分休憩

午後2時11分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き会議を開きます。

5番石田安夫君の発言を許可いたします。

○5番（石田安夫君） 5番、一般質問を行います。

1点は外部委託について、2点は子どもの情報モラルと危機回避能力について伺います。

初めに、外部委託について伺います。

笠間市でも、いろいろなものが外部委託に変わっております。また、これからも市民と対応しながら私も変えるべきと思っております。活用は、長期間のリスクを踏まえ、官民で分配することを基本に、経済変動や政治リスクを忘れてはならないと思っております。

ここでは、経済変動で安かろう悪かろうでは市民も困るものです。そこで、外部委託のこれまでの本市の評価について伺います。

次に、②で、外部委託をしたところの苦情や要望に対する本市の対応について、具体的によかったこと、悪かったことを伺います。

3番目として、PFI法施行後10年を経過していろいろな外部委託が行われておりますが、本市の基本的なルールはあるのか、またなければつくってはどうか。

例えば税金は過去2年間納めている、②として人件費は業種のルールを守っている、③としては笠間市の住民を過半数以上社員としている、このようなことを入れて本市の基本ルールをつくってはと思っております。

次に、子どもたちの情報モラルと危機回避能力について伺います。

三重県の中学3年生の痛ましい事件がありました。女子生徒は、スマホでのやりとりをしながらほとんど無防備であったと私は思っております。歩きながらのスマホは、普通の歩くときの状態、範囲というのがありまして、大体スマホを持っているときは、通常の5

分の1とか10分の1の範囲しか見えないということがあります。

また、この女子生徒は、夜11時ごろ、ある意味で危険なところを歩いてしまった。このようなことを思うと、子どもたちの情報モラルと危機回避能力の向上についてどのように思い、また対応するのか、教育長にお伺いいたしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小菌江一三君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

○教育長（飯島 勇君） 5番石田議員のご質問、子どもたちの情報モラルと危機回避能力について、私のほうからお答えいたします。

三重県で起きた女子中学3年生の事件は、私たち子どもにかかわる者にとって衝撃的な事件でした。被害に遭われた生徒さん初め、関係者の皆様に心からの哀悼の意を表します。

今回の事件で、私は暗闇を怖がらない子どもがいるということに驚きました。報道では、事件の直前まで友達や家族とスマートフォンでやりとりをしていたということですが、スマートフォンでのメールの交換が一人であることを忘れさせてしまうのではないかと、そして注意力が散漫になってしまうのではないかと、不安を感じているところです。

本市の小中学生の携帯電話やスマートフォンの所持率は、本年4月の調査で小学校6年生が39.9%、ちなみに全国では46.1%ございます。中学3年生では56%、全国では64.7%に上ります。さらに、所有者のうち使い方について家の人とした約束を守っている、大体守っていると回答した割合は、本市ですが、小学校6年生で85.4%、中学3年生で72.8%、これは全国ともほぼ同じ割合でございました。

本市の各学校では、携帯電話やスマートフォンを学校に持ち込むことは禁じていますが、その使い方については、保護者への啓発が大切であることから、情報モラルや危険性について専門講師等を招聘し、被害の実例を通して、児童生徒はもとより、保護者も交えての学習会や研修会を進めているところです。

現在、情報化社会の進展ばかりでなく、自然災害、交通事故、思いがけない犯罪など、子どもたちの周囲には多くの危険が取り巻いています。これからの社会を生きる子どもたちには、危機を察知し、危機を回避する力を育成することが極めて重要になっています。

「自分の身は自分で守る」という意識は、東日本大震災を契機に高まっていますが、これを一層強固なものとするためには、学校での指導はもちろんですが、家庭におきましても、子どもたちの身の回りにある危機について常に話題にし合うことが重要になっていると考えます。

そのために、例えば今回のような事件、事故が発生したときには、学校では子どもたち一人一人に、自分だったらどうするかなど主体的に考えさせ、みんなで話し合い、危機を察知し、回避する力を育てるために活用することを進めてまいりました。

また、これは家庭とともに取り組むことが有効ですので、保護者へも呼びかけてまいり

ます。

今後とも、学校と家庭が協力し、子どもたちの危機回避能力を育て、実践できる指導を継続してまいります。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 5番石田議員のご質問にお答え申し上げます。

外部委託につきましては、第2次笠間市行政改革大綱において指定管理者制度の活用を含めた民間委託の推進や民間のすぐれた経営手法を導入したアウトソーシングを掲げ、「民間でできることは民間で」を基本とした外部委託に取り組んでまいりました。

一例を挙げれば、公共施設の保守点検、警備、清掃、植栽管理などの維持管理業務や定型的専門的な業務、学校給食調理業務や放課後児童クラブ運営事業の業務委託、また、あたご天狗の森スカイロジや笠間クライנגルテンなどの24の公の施設に指定管理者制度を導入しました。

これら外部委託の取り組みは、行財政改革の一環として行っており、行政内部だけでなく、第三者的組織である行政改革推進委員会の審議をいただいております。また、公の施設指定管理者選定審議会への報告や行政評価外部評価委員会の活用も行っております。

このようなことから、経費の削減や人員の削減など一定規模の成果はあったものと考えております。

次に、苦情や要望に対する対応につきましては、委託先が委託内容の範囲内において適宜対応しておりますが、その範囲を超えるものについては、行政責任を前提としていることから、発注元である市の担当課職員が対応しております。

このうち指定管理者制度については、市は施設の設置者として指定管理者の管理運営について監督指示する立場にあることから、苦情や要望に対する対応は指定管理者が行うこととなります。

一例を挙げれば、施設敷地のフェンスの外側の除草がされていないという苦情については、施設所管課から指定管理者へ外側についても管理するよう指示し、速やかに対応されたこと、また、施設のシャワールームに荷物置き場を設置してほしいという要望について棚を設置するなどの対応をされたことなどでございます。

次に、外部委託の手法につきましては、民間企業や外部団体への業務委託のほかに、PFI、指定管理者制度、人材派遣や非常勤職員等の活用、さらに市民協働など、目的は同じでも手法が異なるものがございます。

そこで、業務委託を行うに当たっての市の基本的なルール、判断基準でございますが、次の五つの視点をルールとしております。

1点目は人件費などの諸経費の縮減が見込まれるもの、2点目は事務効率の向上が見込まれるもの、3点目は市民サービスが維持または向上すると見込まれるもの、4点目は民

間企業等の高度な専門知識や技術の効果的な活用が見込まれるもの、5点目は市民との協働により市民自治の充実が図れるものでございます。

また、指定管理者制度については、今年3月に策定した笠間市指定管理者制度導入及び運用ガイドラインにおいて、住民の安全確保、法令遵守、特に労働法令の遵守や雇用、労働条件への適切な配慮、個人情報保護など、公の施設として最低限具備しておくべき条件については、選定の段階で適切な配慮がされている体制となっているかを十分に確認することを明記しており、これを選定の段階で、各課において適切なサービスの提供主体であるかどうかを十分に審査しております。

なお、このガイドラインはホームページで公表していることから、応募する候補者自身もこの点については当然確認の上応募しているものと認識しております。

このことから、基本的な仕組みはできているものと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 初めに、子どものモラルというか、確かにそのとおりだと思います。僕らが子どものごとと全く違う事例というか、大体普通は家庭だったり、友達同士だったり、自分たちの行動というのは実質的になっていくんですけども、現在はある意味で情報も、携帯やスマホもそうですけれども、便利なものがどんどん普及して、僕らも使い勝手はほとんどわからないような状態ですけれども、実際にそれを使って、これは本当に死亡事故ということになったんですけれども、転倒してみたり、線路におっこつてみたり、そういうのも大人でもあるような現状があるので、確かに怖いという意識、暗いところが怖いと僕らは思うんですけれども、思っていないのかなとつくづく思います。

それを教育していく……この間教育委員会から学校の全国学校調査実態がありまして、その中にゲーム機の話も載っていましたよね。笠間市は県と全国に比べて使っている方がちょっと多いような感じを受けますよね。そういう部分で学力の低下があるのかなというのも、今回は別に学力低下の話をしてるわけではないんですけども、やっぱり本当に考えさせられる。また、個々もそうですけれども、学校もPTAも個人も、本当に子どもにかかわっていく人たちが教えていくというのが一番大事ではないかな、基本的には本人が「ああ、そうだな」というのが一番大事だと私も思いますので、ぜひそういう話し合いとか、それは続けていっていただきたいと思います。

次に、外部委託について、ちゃんとしたガイドラインがあるということで答弁をいただきました。

例えばということで3点ほど、税金を過去2年納めているとか、人件費は業務のルールを守るとか、あとは笠間市民を過半数以上使ってほしいという趣旨の内容で、僕ちょっと申し上げたんですけれども、こういうものは外部委託に対する5項目の中に部分的に入っていると思いますが、全体的には外部委託に関していろいろな方からいろいろなことを言われております。ここではちょっと申しませんけれども、税金払ってないのが急に税金払

って受けたんじゃないかという趣旨のことも言われたり、あとは例えば100万円で今まで受けていた業者が急に80万円になっちゃったと、その内容を見たら作業内容も同じ、やっていることは全く同じなのにそういうふうになされた。要するに、外部委託にしたところがまた事業を発注して、今までの事業者は100万円でやったのが急に80万円になっちゃったとか、例えばですけれども、そういう話がございましたので、その5項目はわかりますよ。でも、基本的に税金をちゃんと払っているとか、人件費もいろいろなルールがあるでしょうよ。植木屋さんだったら1日1日当は幾らだと決まっているわけですから、それはそれでちゃんと明記というか、ルールは守ってもらって、そのほかで低減ができるものは矯正してもらえばいいわけだから、笠間市が外部委託して安くなったからいいんだと、要するに西山さんも言っていましたけれども、安かろう悪かろうでは困るわけですよ、私らは。いろいろな意見を聞くわけですよ。あそこの業者はこうなんだ、ここの業者はこうなんだと。そういうのを聞くと、この基本的なルールというのは、その5項目はわかりませんが、そのほかにも、当たり前なこと、税金を過去ちゃんと納めているとか、あとは人件費の事業のルールを守るとか、法令遵守というのはわかりますよ。法令とは基本的にどういうことなんですか。

例えば床屋さんに行けば3,500円とか3,800円取られますよね。1,000円のところもありますけれども、それはいいと思うんですよ。ただ、行政が発注して外部委託するのであるならば、ある程度の低減というか、これ以上は下げられないというのがあるわけですよ。そういう部分は絶対に守ってほしいわけですよ。そういう部分を含めて、あとは社員として半分以上は採ってもらいたいと。発注したのに外部からどんどん来ちゃって笠間市にお金がおおりるものが外へ行ってしまふみたいな部分では、私らはちょっと困っちゃうわけですよ。

そういうご意見がたくさん来るので、この部分をしっかりルール化……そのガイドラインはわかりました。基本的な一番大事な部分はつかまえてほしいんですよ。そういう部分、できるかできないかちょっとわかりませんが、私はつくってほしいという意識があるので、その辺ちょっとご答弁願いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 教育長飯島 勇君。

○教育長（飯島 勇君） 石田議員のご質問ではありませんが、私の考え方をお話しさせていただきます。

今回の事件ばかりじゃなく、例えばついこの間突風について、子どもたちがもし下校時とか学校であったとき子どもたちに注意をするようにという指示をしました。豪雨については、雨がいっぱい降っているときには水が流れているところには近づかないとか、そういう指示をしました。

今、自然災害にしても、今まで考えられない危険というのがあるんですね。これを学校側は当然そういう指示で一生懸命やるんですが、家庭が物すごく大事になって、家庭の中

で危機に対してどうするかということも大事になってきています。特に今回の事件は、夜家を出てそのときどういうふうにするかというのは、やっぱり家庭でルールをつくっていく内容だと思っています。

家庭とともにというのは、これから子どもたちは自分で自分の身を守っていくことがますます大事になってきますので、これこそ家庭と学校が一緒になって、家庭を啓発しながらやっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 最後のご質問にお答え申し上げます。

外部委託につきましては、方法については、先ほど申しあげましたように指定管理制度とか、単なる業務委託、そういうものがございまして、業務委託につきましては、市の発注に際しまして指名願というものを出示していただきます。その中では、当然ながら税金等の完納証明とかそういうものが入っておりますので、その点については特に問題ないのかなと考えております。

また、賃金関係でございますが、法的なものを守るということは当然のことでありまして、例えば指定管理制度で行った場合は、その金額で指定管理を選んでいるわけございません。中身、例えば委託料が他の業者よりも高かったとしても、内容で審査しますので、その点については安かろう悪かろうということではございません。

また、半分以上の雇用、そういうものを取り入れたらいいんじゃないかということでございますが、できるだけ地元雇用ということをお願いしておりまして、ただ、半分以上ということについては、事業者の関係もございまして、そういう規定についてはなかなか難しいのかなど。ただ、地元雇用をお願いするという点については、十分可能かなと考えております。これからもそのように努めていきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 過半数以上は難しいということですが、これはよしとしますよ。でも、実際に地元には、先ほど言いましたけれども、去年までは100万円でことは何で80万円だと、同じ仕事ではないかと実際言われちゃった部分があるわけですよ。そういう方たちがいると。同じ事業なのに実際はそういうふうになっちゃったと。金額は別にして、そういう感じ。だから、人件費まで低減……その業種によって大体幾らぐらいだというのは決まっているわけだから、それをそれ以上下げるということは実際には他業者では絶対できないような、要するに笠間市以外から連れてきてやってもらった方がいいんじゃないかという話を僕はしたんですけれども、実際に笠間市で請け負ってやっているわけですから、やっぱり笠間市の業者を使っていたらいいんじゃないかという趣旨がありますので、業種によってちゃんと人件費のルールは、笠間市としては、幾ら外部委託したからといってその辺はちょっと厳しく見ていただきたいと思うんですよ。

また、税金の話がございましたけれども、受ける前に税金完納すればいいわけでしょう

よ。3年でも4年でも滞納しておいて。そういう業者を業務委託させているわけですから。ただ、そのときに税金払ったんだからいいんだという話だと、ちょっとおかしいんじゃないかと、まじめに払っているところは一体何なんだという話ですよ。そのときバツと払っちゃえばいいんだと、それは僕らにしてみればおかしいんじゃないの。今まで毎年督促されないでちゃんと払っている人たちもいるわけだから。ところが、ずっと払わないでその前に払ってどうのこうのというのがあるから、業者名は言えませんよ。だけど、そういうことがあるから、こういう内容を考えてくださいということなんです。どうなんですか、最後それだけ聞きたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げますが、その完納証明、当然ながら書類には完納証明というのがついておりますので、それ以上のことは、何年前に完納してなかったとか、そういうことについては私どものほうではわかりませんが、例えば業務委託等については指名でやるんですね。単なる清掃とかそういうものについては、実績とかそういうものを踏まえて、今までの実績を踏まえてそういう入札にしますので、当然ながらそういうものは事前に指名する段階で私どもの方では把握をしながらやっているということになりますので、そういうものについてはないかと思う。

また、指定管理についても、先ほど申し上げましたように、そういう完納証明とか今までの実績、いろいろなところの指定管理の実績とかそういうものを評価した中で、金額じゃなくて、総合的な総合評価によって選定しておりますので、今後もしそういうことがあるとすれば、十分に注意していきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

引き続きあす本会議を開きますので、ご参集ください。

午後2時39分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署 名 議 員 藤 枝 浩

署 名 議 員 鈴 木 裕 士